

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-01		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	建築紛争相談		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	加藤
			担当者名	大竹・谷川		内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-03-01	建築紛争相談事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 53	（ 1978 ）	年度	根拠	荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及び施行規則等		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な居住環境の形成				
目的	中高層建築物の建築に伴い生じる日照障害や電波障害、工事被害等、関係住民と建築主との間の紛争を予防又は調整し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図る。						
対象者等	<input type="radio"/> 高さ10mを超える建築物（中高層建築物）の建築主及び関係者（延べ面積10,000㎡超物件は東京都扱い） <input type="radio"/> 中高層建築物の敷地境界線から、その高さの2倍の範囲内にある土地又は建築物の権利者及び居住者 <input type="radio"/> 中高層建築物による電波障害の影響を受ける者						
内容	<p>電話及び窓口にて随時相談を受け、建築紛争相談員が助言・指導などを行っている。専門的助言、指導を必要とするケースについては、建築紛争調整員が対応する（原則隔週月曜日、事前予約制）。</p> <p>当事者間の話し合いでは解決の見込みがなく、双方から紛争調整の申出があった場合には、建築紛争調整員によるあっせんを行う。あっせんでは、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争の解決を図る。あっせんによっても解決の見込みが無い場合は、あっせんを打ち切り、調停に移行するよう勧告することができる。</p> <p>1 建築紛争調停委員（任期2年） 会長 1人 委員 3人 2 建築紛争調整員（任期2年） 4人 3 調停委員会、調整員会議 4 特別区調停委員等連絡協議会第二ブロック会</p>						
経過	<p>都市部における土地の高度利用化の進展に伴う、日照障害や電波障害といった建築紛争に対する問題解決を図るため、昭和51年の建築基準法改正を契機に、中高層建築物への高さ制限には東京都日影規制条例が、紛争調整には紛争予防条例が制定され、双方セットの一貫した日照問題対策として昭和53年度からスタートした。</p> <p>S53.12.7 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例制定 S54.2.15 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則制定 S57.7.9 荒川区建築紛争調整員設置要綱制定 H19.9.27 条例改正（建築主の説明会への出席を義務化） H29.4～ 専門相談体制の見直し ※27.4.1近隣まちづくり推進事業から統合（専門相談・まちづくりコンサルタント派遣） R5.4.28 特別区調停委員等連絡協議会解散</p>						
必要性	建築等について不安を抱く区民に対して専門的な見地からアドバイスできる体制を整備しておくことは、大変重要である。また、調停委員会は裁判所における判決手続きとは異なり、専門性を発揮しつつ、簡易に迅速な処理を行うことができる。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	
	①	中高層建築物相談件数	958	843	776	800	
	②	あっせん物件解決率（%）	100	100	100	100	あっせん物件件数が0件の場合、解決率は0%とする
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度		6年度					
継続		継続 生活環境の変化に不安を持つ住民からの相談等が増加傾向にあり、専門家からの意見を参考に諸問題の解決へと導くための事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		2,741	2,731	2,732	2,611	2,610	2,564	1,992
決算額 (5年度は見込み)		2,059	1,919	2,078	1,625	1,682	1,303	1,992
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
中高層相談件数		672	515	532	958	843	776	
あっせん件数		0	0	1	2	1	1	
専門相談件数		14	15	27	24	31	30	
サポーター派遣件数		27	40	51	27	26	35	
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	委員報酬	1,461	報酬	委員報酬	1,158	報酬	委員報酬	1,666
報償費	専門相談員	127	報償費	専門相談員	127	報償費	専門相談員	172
旅費	費用弁償	4	旅費	費用弁償	0	旅費	費用弁償	40
需用費	事務用品	20	需用費	事務用品	18	需用費	事務用品	30
負担金補助等	特別区・第二ブロック	70	負担金補助等	特別区・第二ブロック	0	負担金補助等	特別区・第二ブロック	83

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	勘定科目		3年度	4年度	差額
	行政費用	給与関係費		6,873	7,647	774	地方税等		0	0
物件費			24	18	▲ 6	国庫支出金		0	0	0
維持補修費			0	0	0	都支出金		0	0	0
扶助費			0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0
補助費等			197	127	▲ 70	使用料及び手数料		0	0	0
減価償却費			0	0	0	その他		61	0	▲ 61
不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	0	0	行政収入合計(a)		61	0	▲ 61
賞与・退職給与引当金繰入額			331	986	655	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 7,364	▲ 8,778	▲ 1,414
その他行政費用			0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0
行政費用合計(b)			7,425	8,778	1,353	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 7,364	▲ 8,778	▲ 1,414
特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 7,364	▲ 8,778	▲ 1,414
備考	中高層建築物建設による紛争に対し、専門家を活用するなどし、解決に向けた当事者間調整を行っており、給与関係費が支出の多くを占める。4年度は、特別区調停委員等連絡協議会業務の担当職員を増配したことにより、3年度に比べ給与関係費が増加した。									
問題点・課題	『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』や『荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例』の整備により、近隣住民への事前周知は定着してきたが、新型コロナウイルス感染症のまん延により、近隣住民の日中の在宅時間が増加していることや、住民の住環境意識の高まりから、相談内容は今まで以上に複雑かつ専門的になり、相談等の件数は高い水準で横ばい状態にある。									
問題点・課題の改善策										
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容			令和4年度に実施した改善内容および評価			令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容			
①	引き続き関連部署と連携し、複雑な相談や行政の関与が難しい案件についても、可能な限り区民に寄り添って対応する。			あっせん1件			引き続き関連部署と連携し、複雑な相談や行政の関与が難しい案件についても可能な限り区民に寄り添って対応する。			
②										
③										
他区の実況	(実施 22 区)		未実施 0 区		不明 0 区)					
況(要旨)	○平成20年1定 地上デジタルテレビ放送移行に伴う問題について									

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	建築審査会	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	加藤			
		担当者名	大竹・谷川	内線	2838			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-01	建築審査会事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 58（ 1983 ）年度	根拠	建築基準法第78条					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区建築審査会条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	02	快適な居住環境の形成					
目的	建築基準法に基づき設置している建築審査会の職務を通して、建築物に対する不服申し立てや可否・同意など、建築行政の公正な運営を図る。							
対象者等	荒川区内に建物を建築する建築主、当該建築物の関係権利者 建築基準法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者							
内容	<p>1 建築審査会の職務①建築基準法による特定行政庁の許可等に対する同意 ②特定行政庁、建築主事、建築監視員若しくは指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に対する審査請求（不服申し立て）についての裁決 ③特定行政庁の諮問に応じたの重要事項の審議 ④建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議</p> <p>2 建築審査会委員（任期2年）会長 1人・委員 4人・専門調査員 1人</p> <p>3 建築審査会の開催 年10回（R5年度予算）</p> <p>4 その他会議 全国建築審査会会長会議、特別区建築審査会委員等連絡協議会、特別区建築審査会委員等連絡協議会第二ブロック会会議</p>							
経過	<p>昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部改正により、特別区に建築審査会を設置、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。建築審査会の運営は事務の効率化を図るため、第二ブロックで委員を共通とし共同運営を行っている。</p> <p>S58. 3. 23 荒川区建築審査会条例制定</p> <p>S63. 12. 23 荒川区建築審査会運営規程制定</p> <p>H11. 4. 20 建築基準法第43条第1項ただし書許可審査基準制定（建築課）</p> <p>H14. 3. 28 荒川区近隣まちづくり推進制度についての答申</p> <p>H19. 4. 24 荒川区近隣まちづくり推進制度改正についての報告</p> <p>H27. 4. 1 荒川区建築審査会条例一部改正（マン建法関係）</p> <p>H28. 4. 1 荒川区建築審査会条例一部改正（委員の任期）</p>							
必要性	建築審査会は、建築基準法に基づき設置を義務付けられている。特に建築基準法に基づく処分の取消訴訟との関係においては、専門的、技術的性格を有するものであるため必要性は極めて高い。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	同意案件件数	5	4	3	4	4	目標値は、予測値として算定
	②	審査請求（終結）件数	3	0	0	1	1	目標値は、予測値として算定
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続						
法に基づく同意、審査請求に対する裁決を行う必要不可欠な機関であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,880	1,933	1,654	1,663	1,837	1,760	1,639
決算額 (5年度は見込み)		847	496	658	1,296	595	689	1,639
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
建築審査会開催数		3	1	4	10	4	4	
同意案件件数		12	4	3	5	5	3	
審査請求件数		0	0	1	2	0	0	

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	委員報酬	443	報酬	委員報酬	546	報酬	委員報酬	1,256
報償費	裁決書作成	0	報償費	裁決書作成	0	報償費	裁決書作成	119
旅費	研修費	0	旅費	研修費	8	旅費	研修費	6
需用費	事務用品・図書購入	45	需用費	事務用品・図書購入	17	需用費	事務用品・図書購入	50
役務費	速記録手数料	0	役務費	速記録手数料	0	役務費	速記録手数料	97
使用料	建築審査会場	0	使用料	建築審査会場	0	使用料	建築審査会場	3
負担金	全国・特別区・第二ブロック	108	負担金	全国・特別区・第二ブロック	118	負担金	全国・特別区・第二ブロック	108

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	5,022	7,847	2,825	地方税等	0	0	0	
	物件費	45	24	▲ 21	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	108	118	10	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	280	1,109	829	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,455	▲ 9,098	▲ 3,643	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	5,455	9,098	3,643	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,455	▲ 9,098	▲ 3,643	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,455	▲ 9,098	▲ 3,643		

備考 建築基準法に基づく同意や審査請求に対する裁決を行う付属機関、建築審査会の運営を行っているため、給与関係費が行政費用を多くを占めている。4年度は、特別区建築審査会委員等連絡協議会の幹事業務のため担当する職員を増配したため、3年度に比べ給与関係費が増加した。

問題点・課題 住環境に係る問題は多様化・複雑化しており、安全・安心な生活環境を求める住民意識の高まりから、建築行政に対する要望や期待は高まっている。また、民事事案と建築基準法との線引きが困難であり解決が難しい問題も増えてきていることから、事務局として、審査請求が提起に対して常に準備しておく必要がある。

問題点・課題の改善策		
①	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価
①	ブロック幹事として、区審査会の運営とあわせてブロック連絡会の円滑な運営に努める。	ブロック幹事として、区審査会のほか23区の研修会や年報作成、ブロック会の運営及び新委員への就任交渉を行った。
②		
③		

問題点・課題の改善策		
④	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価
④	(実施) 22 区	未実施 0 区
他区の実況	不明 0 区)	
議会議決要旨		

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		5,752	5,074	5,613	4,980	2,679	1,490	1,111
決算額 (5年度は見込み)		2,868	2,207	1,579	1,016	662	562	1,111
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
利息補給率 (%)		1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
利息補給期間 (年)		15	15	15	15	15	15	15
融資実行額 (千円)		0	0	0	0	0	0	0
利息補給件数		37	29	19	16	9	7	5

予算・決算の内訳 (単位：千円)

令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	融資あっ旋利息補給	662	負担金補助等	融資あっ旋利息補給	562	負担金補助等	融資あっ旋利息補給	1,111

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	416	811	395	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	662	562	▲ 100	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	25	123	98	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,103	▲ 1,496	▲ 393
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	1,103	1,496	393	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,103	▲ 1,496	▲ 393
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,103	▲ 1,496	▲ 393	

備考

行政費用の増加は、人件費の増加による。

問題点・課題

街づくり事業を円滑に推進していくために導入している事業であり、用地折衝にあたっては職員も含め担当職員が事業内容を理解するとともに、関係権利者に対して丁寧な説明を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後、事業の進捗を図るために対象事業を拡大し、効果的に活用していく。	事業対象者へ効果的な周知ができるよう、用地折衝の進捗状況の把握をしている。	対象者が限られる事業のため、用地折衝を行う職員と連携し、事業対象者へ周知する。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	住宅建替え資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山		
		担当者名	井上、若林		内線	2822		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	住宅建替え資金融資あっ旋事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 4（1992）年度	根拠	荒川区住宅建替え資金融資あっ旋事業実施要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	02	快適な居住環境の形成					
目的	区内で老朽住宅（減価償却資産の耐用年数等に関する省令〈昭和40年大蔵省令第15号〉に定める耐用年数の2/3を経過した住宅）を除却し、建替え等を行う方に、住宅の取得に必要な資金の一部を区が金融機関に融資あっ旋するとともに、一定期間利子の一部を補給することにより住宅の防災性の向上を促進し、もって良好な住環境の形成に資することを目的とする。							
対象者等	① 除却しようとする老朽住宅の所有者又はその親族であること ② 申込者が住民税等を滞納していないこと ③ 申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下、返済完了時の年齢が満80歳以下の方 ④その他							
内容	1 融資限度額 2,000万円 2 利子補給率 1.5% 3 利子補給期間 融資契約期間の前半分（最長10年） 4 本人負担利率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 5 対象住宅 ① 老朽住宅から耐震性を満たす耐火建築物等の住宅への建替え等であること ② 取得しようとする住宅の所有者又はその親族が居住すること ③ 併用住宅も可（ただし、住宅部分の面積2分の1以上） ④ 老朽住宅又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める簡易建物でないこと ⑤ 取得する住宅が、取扱金融機関の定める条件に該当するものであること ⑥ 取得する住宅が、法その他関係法令の規定に適合するものであること ⑦ その他							
経過	平成8年度：補給利率引き下げ（2.0%→1.2%） 平成10年度：補給利率引き下げ（1.2%→0.9%） 平成12年度：補給期間引き下げ（13年→10年） 平成23年度（12月6日以降）：旧耐震基準の住宅等への補給率を引き上げ（0.9%→1.2%） 平成25年度：老朽住宅の除却を伴うことが必須条件となる。 名称変更（住宅建設・購入資金→住宅建替え資金） 補給利率引き上げ（0.9%又は1.2%→1.5%） H25年12月1日 融資実行日の制限を廃止 平成30年度：元金均等方式による返済に対応、実質ゼロ金利							
必要性	区内で老朽住宅を除却し、建て替え等を希望する者に融資あっ旋と利子補給をすることで、住宅の防災性の向上を促進し、良好な住環境の形成を進めていく必要がある。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	融資実行件数（新規）	12	4	3	9	5	目標値は令和3年度から令和5年度見込みまでの3カ年の平均値
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	不燃化特区や整備地域不燃化など、防災性向上のための助成制度とあわせて当制度を広く周知することで、老朽住宅の建て替えを促す事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		31,955	28,909	26,055	24,733	22,738	23,536	19,155
決算額（5年度は見込み）		20,491	18,492	16,408	17,260	17,602	15,389	19,155
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名（5年度は見込み）								
利子補給率（一般/旧耐震）（%）		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
最長利子補給期間（年）		10	10	10	10	10	10	10
実行件数/あっ旋件数		7/7	7/6	10/22	12/7	4/4	3/2	9/9
融資実行額（千円）		125,000	140,000	300,000	205,000	70,000	50,000	18,000
予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	6	需用費	消耗品費	9	需用費	消耗品費	11
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	17,596	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	15,379	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	19,144

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	833	1,217	384	地方税等	0	0	0
	物件費	6	9	3	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	17,595	15,379	▲ 2,216	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	51	185	134	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,485	▲ 16,790	1,695
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	18,485	16,790	▲ 1,695	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 18,485	▲ 16,790	1,695
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,485	▲ 16,790	1,695	

備考

行政費用の減少は、融資実行件数の減少が人件費の増加に伴う費用を上回っているためである。

問題点・課題

老朽住宅から耐震性を満たす耐火住宅へ建替えるために有効な事業であり、引き続き、事業内容を周知する。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	老朽住宅建替を伴う事業であり、引き続き、不燃化特区事業、耐震診断事業への相談者に、確実に本事業を紹介する。	不燃化特区事業、耐震診断事業の相談者には、本事業の紹介を行った。	引き続き、関係部署と連携し、本事業の周知を図る。
②			
③			
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)		
議会議決要旨			

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-05		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	住宅増・修築資金融資あっ旋事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山
			担当者名	井上、若林		内線	2822
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-02	住宅増・修築資金融資あっ旋事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 53	（ 1978 ）	年度	根拠	荒川区住宅増・修築資金融資あっ旋事業要綱		
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等		
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市					
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成					
	施策	02 快適な居住環境の形成					
目的	区内に居住する区民に対し、住宅の増築・修築等に係わる改修工事に必要な資金の融資をあっ旋するとともに、利子補給することにより、区民の住宅の改善に資することを目的とする。						
対象者等	申込人及び同居人の所得が年間1,200万円以下で、区内にある住宅に現に引き続き1年以上居住し、住宅の増築・修築等に係わる改修工事に要する資金を必要とする方等						
内容	1 融資あっ旋額 20万円～500万円 2 金融機関との契約利率 年0.95%（固定金型） 3 利子補給率 ①外壁・屋根の修繕工事又は高齢者及び心身障害者同居世帯：0.57% ②一般世帯：0.5% ※年0.95%から利子補給率を引いた利率を本人が負担する。 4 返済期間 7年以内（据置期間3ヶ月を含む）						
経過	平成7年度 一般：1.80% 高齢者・身障者：2.25% 平成8年度 一般：1.40% 高齢者・身障者：1.75% 平成9年度 一般：1.20% 高齢者・身障者：1.50% 平成10年度 一般：0.90% 高齢者・身障者：1.20% 平成17年度 アスベスト除去を追加 平成23年度（12月6日以降）外壁・屋根の修繕工事を0.90%から1.20%に拡充 平成30年度：元金均等方式による返済に対応 （7月4日以降）一般：0.50% 高齢者・身障者：0.57%						
必要性	住宅の増・修築に際して、資金を必要とする区民には、融資のあっ旋と利子補給をすることで住宅の改善を支援する必要がある。特に、住宅の外壁・屋根の修繕工事を促すことは、災害時における防災性の向上に資するため必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 融資実行件数（新規）	1	4	1	4	3	目標値は令和3年度から令和5年度見込みまでの3カ年の平均値
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	住宅の耐震改修や居住性向上のための改修にあわせた融資あっ旋によって、地域の防災性の向上や快適な居住環境の形成を図る事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	382	371	357	334	301	246	228
決算額 (5年度は見込み)	21	22	13	11	38	83	228
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
利子補給率(一般世帯/その他) (%)	0.9/1.2	0.5/0.57	0.5/0.57	0.5/0.57	0.5/0.57	0.5/0.57	0.5/0.57
利子補給期間(年)	7	7	7	7	7	7	7
実行件数/あっ旋件数	1/1	0	0/2	1/1	4/4	1/1	4/4
融資実行額(千円)	1,500	0	0	2,720	12,400	1,300	20,000

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	38	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	83	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	228

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	833	1,217	384	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	38	83	45	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	51	185	134	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 922	▲ 1,485	▲ 563	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	922	1,485	563	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 922	▲ 1,485	▲ 563	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 922	▲ 1,485	▲ 563		

備考 行政費用の増加は、融資実行件数の増加及び人件費の増加による。

問題点・課題 不燃化特区外の地区において住宅の耐震化を進めるために、耐震化に係る助成制度と当融資あっ旋制度を併せて周知し、活用してもらう必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、家の修繕等の相談者に本事業を紹介する。金融機関へパンフレットを配布し、金融機関内での周知を依頼する。	家のリフォームなどの相談を受けた場合には、併せて本事業の紹介を行った。	引き続き、家の修繕等の相談者に本制度を紹介する。また区HPや区報で制度を周知する。
②			
③			

他区の実況	(実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区)
況(要旨)	平成25年4定 住宅リフォーム助成制度について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-06		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	都市防災不燃化促進事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山		
			担当者名	赤坂		内線	2834		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-03-01	都市防災不燃化促進事業費							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	社会資本整備総合交付金交付要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 6	（ 2024 ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市						
	政策	11	防災・防犯のまちづくり						
	施策	03	災害に強い街づくりの推進						
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の生命・財産を守る。								
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域（避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域）」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建築する者。※宅地建物取引業者等は除く。								
内容	<p>* 不燃化助成制度の内容</p> <p>(1) 基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。＜国・都・区＞ 4階以上の住戸面積に応じて助成。＜国・都・区＞</p> <p>(2) 加算助成 ①共同化・協調化＜区単＞(100万円) ②除却助成費＜国・都・区＞ ③三世帯住宅＜国・区＞(120万円) ④仮住居・動産移転費＜国・都・区＞(48万円) ⑤賃貸用共同住宅＜区単＞(100万円)</p>								
経過	<p>昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 助成額最低保障・共同化加算制度実施</p> <p>昭和60年 4月 三世帯住宅加算制度実施</p> <p>平成元年 5月 協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施</p> <p>平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施</p> <p>平成21年 3月 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱 及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定</p> <p>平成26年 4月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱改正（除却助成費の新設）</p> <p>＜事業実施地区＞ 補助90号線第三地区:H27.10～R7.3</p>								
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物への建替えを誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である不燃化率の向上に寄与し、早期に延焼遮断帯を形成するためにも実施し続ける必要である。								
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>助成対象内定申請→審査→助成対象内定→工事着手→中間検査等→工事完了→助成金交付申請→審査→助成金交付決定→助成金交付</p>								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)	
	①	地区不燃化率(%) (補助90号線第三地区)		64.9	66.4	67.6	68.6	70	耐火・準耐火建築面積/総建築面積
	②								
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
5年度		6年度							
推進		推進		市街地火災の延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯の形成を図る事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		22,698	27,369	22,777	20,770	15,353	15,293	21,365
決算額 (5年度は見込み)		18,888	18,033	5,988	11,532	7,790	30	21,365
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	補助90号線第二地区 (件数)	2	1	0	0	-	-	-
	補助90号線第三地区 (件数)	2	2	2	2	2	0	2
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
旅費	研修会旅費	78	旅費	研修会旅費	0	旅費	研修会旅費	43
需用費	消耗品購入等	14	需用費	消耗品購入等	0	需用費	消耗品購入等	70
負担金補助等	建設事業補助金等	7,700	負担金補助等	建設事業補助金等	30	負担金補助等	建設事業補助金等	21,252

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
行政費用	給与関係費	7,909	6,084	▲ 1,825	地方税等	0	0
	物件費	90	0	▲ 90	国庫支出金	5,480	▲ 5,480
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,915	▲ 1,915
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	35	30	▲ 5	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	7,395	▲ 7,395
	賞与・退職給与引当金繰入額	484	924	440	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 8,788	▲ 7,038
	その他行政費用	7,665	0	▲ 7,665	金融収支差額 (d)	0	0
	行政費用合計 (b)	16,183	7,038	▲ 9,145	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 8,788	▲ 7,038
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 8,788	▲ 7,038	

備考

建替え助成申請の件数の減少に伴い、行政費用、行政収入共に減少した。

問題点・課題

令和5年度から不燃化特区内において建築工事費助成を開始したことにより、本事業ではなく不燃化特区制度を利用するケースが出てくることが考えられる。
不燃化特区内の今後の取組と併せて、本事業の活用、制度周知について検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	街路事業等の関係者間で情報共有を行いながら、より効果的な地権者へのアプローチを検討し、事業PRを行う。	事業推進の機会を捉えて、事業PRを行ったほか、対象地権者に対し、制度周知ニュースを配布した。	不燃化特区事業との連携を図りながら、効果的な事業PRを行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	分譲マンション対策	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	村山		
		担当者名	井上・瀬川・若林	内線	2824		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-01	分譲マンション対策費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13（2001）年度	根拠	マンションの管理の適正化の推進に関する法律				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な居住環境の形成				
目的	分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発と住民への情報の提供を推進する。また、分譲マンションにおける良好な居住環境を確保するとともに、社会的機能の向上を目的とする。						
対象者等	区内の分譲マンション管理組合、区分所有者及び購入予定者						
内容	1 分譲マンションセミナー 年2回（講義とテーマ別グループ情報交換の2部形式） 2 コンサルタント派遣制度 1団体につき3回まで 3 マンション管理状況届出制度（東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例） 要届出マンション：昭和58年12月31日以前に新築された分譲マンションのうち、住居の用に供する独立部分が6以上であるもの 4 分譲マンションに関する相談（都制度等の普及・活用、情報提供の充実） ・管理アドバイザー制度 ・建替え・改修アドバイザー制度 ・マンション専門相談 5 マンション管理適正化推進計画（R5年度策定予定） 計画期間：R5～R10年度までの6年間（上位計画である住宅マスタープランの終了年度に同じ） 本計画に基づき、管理状態の良好なマンションの管理計画の認定（マンション管理計画認定制度）、管理不全のマンションに対する助言・指導 等を行う						
経過	H11年度 荒川区分譲マンション実態調査実施 H13年度 分譲マンションセミナーを年1回実施 H18年度～ 分譲マンションセミナーを年2回・2部形式に変更 H21年度 荒川区マンション実態調査実施 H30年度 東京都マンション条例施行 R2年度 同条例に基づく届出申請・助言通知・督促通知の開始 R3年度 2回目の督促通知、マンション条例に基づく調査委託の実施 R4年度 マンション実態調査の実施 R5年度 （予定）マンション管理適正化推進計画の策定、マンション管理計画認定制度の運用開始						
必要性	分譲マンションは個人財産であり管理組合等が適正な管理を自立して行う必要がある。しかし、区分所有という特殊性や建物規模等から、法律・維持管理等に関する専門知識を必要とし、また管理不全に陥った場合、周辺住民・環境に悪影響を及ぼす恐れがあるため、支援・啓発活動等が必須である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） ①区報・HP掲載 ②区内分譲マンション管理組合へのセミナー開催通知の送付 ③セミナー開催時のマンション管理等に関する各種情報提供						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① マンションセミナー（参加者数）	24	45	43	50	50	目標値は25名×年2回
	② マンション相談（相談件数）	11	8	7	13	9	目標値は令和2年度から令和4年度の平均値
③ マンション届出制度	94	5	10	2	111	目標値は累計数（全要届出マンションの対象総数）	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
重点的に推進	重点的に推進	管理意識の向上のため情報提供等による管理組合支援は必要な事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	450	450	452	968	925	16,424	2,080
決算額 (5年度は見込み)	323	339	302	408	583	11,410	2,080
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
マンションセミナー (参加者数)	44	53	74	24	45	43	50
マンション相談 (相談件数)	9	3	3	11	8	7	9
コンサルタント派遣件数	6	7	5	7	8	4	13
マンション届出制度				94	5	10	2

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	講師謝礼・コンサルタント	271	報償費	講師謝礼・コンサルタント	240	報償費	講師謝礼・コンサルタント	442
需用費	セミナー贈り、事務用品、図書費	46	需用費	セミナー贈り、事務用品、図書費	18	需用費	セミナー贈り、事務用品、印本費等	1,110
役務費	郵送料	101	役務費	郵送料	152	役務費	郵送料	121
委託料	マンション組合に係る委託料	165	委託料	マンション組合に係る委託料	551	委託料	未届マンション調査	67
			委託料	実態調査	10,450	委託料	推進計画パンフレット等	340

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
	給与関係費	5,412	5,273	▲ 139	地方税等	0	0
	物件費	312	11,170	10,858	国庫支出金	123	7,197
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	271	240	▲ 31	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	123	7,197
	賞与・退職給与引当金繰入額	331	801	470	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 6,203	▲ 10,287
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0
	行政費用合計 (b)	6,326	17,484	11,158	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 6,203	▲ 10,287
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 6,203	▲ 10,287

備考 実態調査の実施により、物件費が増加した。

問題点・課題
 ・マンションの居住環境の維持・向上 (管理規約・長期修繕計画等) のため、管理組合や住民のマンション管理に対する意識を高める必要がある。
 ・マンションの適正な管理には、建物の維持管理や法律等、高度な専門知識を要する。
 ・マンションが管理不全に陥れば周辺環境にも深刻な影響を及ぼす恐れがある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	マンション管理の専門的知識及び意識を高めるため、引き続きセミナーを開催し、受講者同士で話し合う場を設ける。	セミナーについて、昨年度のオンライン形式から、感染対策を徹底したうえで対面式で開催し、受講者同士で話し合う場を設けた。	マンション管理の専門的知識及び意識を高めるため、引き続きセミナーを開催し、受講者同士で話し合う場を設ける。
②	引き続き、都条例に基づき、昭和58年以前に分譲マンションの管理状況の調査を行うほか、マンション実態調査を実施する。	都条例に基づき、昭和58年以前に分譲マンションの管理状況の調査を行い、届出数が増加した。また、マンション実態調査を実施した。	マンション実態調査の結果に基づいて、マンション管理適正化推進計画を策定し、マンション管理認定制度の運用を開始する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年1定 マンション管理問題について 平成27年度2月会議 マンション等の老朽化への対応 平成28年度2月会議 管理不全マンションの対策について 令和元年度9月会議 マンション問題について 令和元年度11月会議 マンションの水害対策支援について
------	---

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山		
		担当者名	井上、鈴木、古川、熊谷		内線	2822		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-09-01	木造建物耐震化推進事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17（ 2005 ）年度	根拠	耐震改修促進法、荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（ 2025 ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	密集市街地にある木造建物のうち、大規模地震により倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。							
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された木造建物の所有者							
内容	1 補助対象建物 戸建住宅等・賃貸アパート・診療所・町会事務所 2 補助内容 補助金は、戸建住宅の場合、次のとおり ・耐震診断費の10/10（限度額30万円） ・耐震補強設計費の2/3（限度額15万円） ・耐震補強工事費の4/5（限度額180万円） ・耐震建替え工事費の4/5（限度額200万円） ・耐震除却工事費の4/5（限度額180万円） ・耐震シェルター設置工事の2/3（限度額30万円）：高齢者又は障がい者世帯のみ ・防火耐震補強工事費の9/10（限度額500万円）：不燃化特区区域のみ							
経過	平成17年5月	木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定						
	平成20年3月	木造住宅等耐震化推進事業制度要綱・実施要領制定（補強設計、建替え工事、耐震シェルター工事補助の導入）						
	平成20年12月	要綱・要領全部改正（対象建物用途の拡充）						
	平成21年6月	要綱一部改正（高齢者世帯優遇の導入）						
	平成25年3月	要綱・要領一部改正（簡易耐震診断を廃止し、一般耐震診断補助制度を新設）						
	平成27年3月	要綱一部改正（防火耐震補強工事補助の新設他）						
	平成28年3月	要綱一部改正（高齢者世帯の対象の拡充）						
	平成29年3月	要綱一部改正（防災ベッド設置支援の拡充）						
	令和元年6月	要綱一部改正（除却工事支援事業の新設他）						
	令和3年3月	要綱一部改正（補強工事支援・建替え工事支援・除却工事支援の拡充他）						
必要性	狭あい道路が多い木造住宅密集地域において、大規模地震発生時に耐震性の劣る建物倒壊、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化支援を行い安全性を確保する必要がある。また、耐震改修促進計画の目標である耐震化率95%を実現する重要な支援策である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	耐震診断支援事業（件）	35	26	29	31	27	実績の件数
	②	耐震補強工事支援事業等（件）	3	1	5	2	2	実績の件数
③	耐震建替え・除却工事支援事業（件）	22	20	20	23	20	実績の件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、木造建物の耐震化促進するために必要な事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	65,250	60,978	61,650	62,950	69,150	81,997	64,749
決算額(5年度は見込み)	32,066	59,097	56,819	49,520	48,689	59,088	64,749
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)							
耐震診断支援事業(件)	27	22	31	35	26	29	27
耐震補強設計支援事業(件)	1	2	0	4	1	3	1
耐震補強工事等支援事業(件)	1	1	1	3	1	2	3
耐震建替え・除却工事支援事業(件)	12	26	25	22	20	20	23

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	耐震診断	8,378	負担金補助等	耐震診断	8,846	負担金補助等	耐震診断	10,100
負担金補助等	耐震補強設計	300	負担金補助等	耐震補強設計	700	負担金補助等	耐震補強設計	150
負担金補助等	耐震補強工事	1,364	負担金補助等	耐震補強工事	8,600	負担金補助等	耐震補強工事	6,800
負担金補助等	耐震建替え工事	8,000	負担金補助等	耐震建替え工事	10,500	負担金補助等	耐震建替え工事	20,500
負担金補助等	除却工事	30,147	負担金補助等	除却工事	30,119	負担金補助等	除却工事	26,600
負担金補助等	耐震シェルター設置工事	0	負担金補助等	報償費	24	負担金補助等	防災ベッド設置	500
負担金補助等	防災ベッド設置	500		専門家謝礼		負担金補助等	報償費	99

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
	給与関係費	5,828	5,678	▲150	地方税等	0	0
	物件費	0	298	298	国庫支出金	10,888	9,704
	維持補修費	0	0	0	都支出金	9,877	12,461
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	24	24	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	20,765	22,165
	賞与・退職給与引当金繰入額	357	862	505	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲34,109	▲43,462
	その他行政費用	48,689	58,765	10,076	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	54,874	65,627	10,753	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲34,109	▲43,462
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲34,109	▲43,462

備考 行政費用は、令和4年度は耐震補強工事等の増加によりその他行政費用が増額した。

問題点・課題
 ○既存不適格建物の補強工事の問題(建物の道路突出が解消できない・防火地域内の防火性能向上に費用がかかる)
 ○建築材料費の高騰による工事費負担増
 ○高齢者は住宅の耐震化に向けて動くことが難しい(費用・手続き調整・打合せ等)
 ○平成12年までに建てられた木造建物についても熊本地震において倒壊が確認されており補助制度の創設を含めた対策を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	耐震相談会を新設し、さらなる普及推進に努める。	相談会、広報等の普及啓発活動によって、昨年度を上回る実績があった。	都主催の研修会を活用することによって、耐震診断士、施工業者等の技術向上に努める。
②	引き続き、アクションプログラムに基づく各戸訪問やイベント等により、普及啓発を行う。	事業の周知を効果的に行うため、高齢者向けのパンフレットを町会回覧板にて配布した。	危険度の高い地域を優先して、事業の周知や戸別訪問を行う。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)状況
 ・平成30年度11月会議 「簡易耐震補強工事と住宅リフォームなどセットした助成制度を創設すること」
 ・令和元年度6月会議 「住宅簡易耐震工事への助成について」
 ・令和元年度2月会議 「住宅耐震化・建て替え支援策の拡充について」
 ・令和2年度11月会議 「住宅リフォーム助成制度の創設について」
 ・令和4年度2月会議 「平成12年以前の耐震基準の木造住宅への耐震化助成について」

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-09		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	非木造建物耐震化推進事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山	
			担当者名	井上、鈴木、古川、熊谷		内線	2822	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-09-02	非木造建物耐震化推進事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19（2007）年度	根拠	耐震改修促進法、荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	大規模地震により倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。							
対象者等	1 耐震診断等支援事業：昭和56年5月31日以前に建築された非木造建物の所有者 2 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業：昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者							
内容	1 耐震診断等支援事業補助対象建物 ・マンション（分譲、賃貸） ・ 戸建住宅等 ・ 診療所 ・ 町会事務所 ・ 一般緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの） 2 耐震診断等支援事業補助内容 補助金は、分譲マンションの場合、次のとおり ・耐震診断費の2/3（限度額400万円） ・耐震補強設計費の2/3（限度額100万円） ・耐震補強工事費の2/3（限度額1,000万円） 3 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 区が、耐震アドバイザーを派遣し、耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援を実施（無料（3回/棟まで））							
経過	平成19年5月	分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定						
	平成20年12月	非木造建物耐震化推進事業制度要綱全部改正、非木造建物耐震化推進事業実施要領制定						
	平成22年6月	要綱・要領一部改正（分譲マンション耐震アドバイザー派遣制度の新設）						
	平成23年10月	要綱・要領一部改正（特定緊急輸送道路沿道建物耐震診断補助制度の新設）						
	平成25年3月	要綱・要領一部改正（居住要件の明確化）						
	平成27年3月	要綱・要領一部改正（対象建物要件の明確化）						
	平成29年3月	要綱一部改正（対象建物要件の追加）						
	平成31年1月	要綱一部改正（分譲・賃貸マンションの耐震診断等支援事業の拡充）						
	令和元年6月	要綱一部改正（全体設計の導入）						
	令和元年10月	要綱一部改正（消費税増税に伴う診断事業費限度額の延床単価の改正）						
	令和3年3月	要綱一部改正（戸建住宅の補強・建替え工事支援制度等の拡充）						
必要性	当区では現行の耐震基準を満たさない非木造建物が多数あり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標である耐震化率95%を実現するための重要な支援策である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断・耐震補強工事等着手→耐震診断・耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	耐震診断支援事業(件)	3	3	1	4	4	実績の件数
	②	耐震補強設計支援事業(件)	1	2	0	2	2	実績の件数
③	耐震補強・建替え工事支援事業(件)	0	2	2	2	2	実績の件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、非木造建物の耐震化促進に必要な事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		33,244	19,803	9,144	17,442	33,598	52,249	28,744
決算額 (5年度は見込み)		2,500	17,616	2,265	3,650	17,800	17,729	28,744
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
耐震診断支援事業 (件)		0	2	2	3	3	1	4
耐震補強設計支援事業 (件)		1	0	1	1	2	0	2
耐震補強工事支援事業 (件)		0	0	0	0	2	0	1
耐震建替え工事支援事業 (件)		1	1	0	0	0	2	1

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	0	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	0	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	94
負担金補助等	耐震診断	1,300	負担金補助等	耐震診断	150	負担金補助等	耐震診断	7,150
負担金補助等	耐震補強設計	1,500	負担金補助等	耐震補強設計	0	負担金補助等	耐震補強設計	1,500
負担金補助等	耐震補強工事	15,000	負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	5,000
負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	17,579	負担金補助等	耐震建替え工事	15,000

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,330	3,245	▲ 85	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	8,545	2,806	▲ 5,739
	維持補修費	0	0	0	都支出金	4,023	1,652	▲ 2,371
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	12,568	4,458	▲ 8,110
	賞与・退職給与引当金繰入額	204	493	289	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,766	▲ 17,009	▲ 8,243
	その他行政費用	17,800	17,729	▲ 71	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	21,334	21,467	133	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,766	▲ 17,009	▲ 8,243
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,766	▲ 17,009	▲ 8,243	

備考 令和4年度は耐震補強工事等件数の減少により、その他行政費用が減少している。行政収入についても、行政コストに応じて減少した。

- 問題点・課題
- ・材料費の高騰等による工事費負担増
 - ・設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する。
 - ・分譲マンションの場合、区分所有者等の合意形成が容易ではない。
 - ・鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する。
 - ・技術者の不足

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	マンション条例により、未耐震の状況を新たに把握できることとなる分譲マンションを対象に、DMIによる働きかけを行う。	未耐震の分譲マンション65件に対し、ダイレクトメールによる働きかけを行った。	引き続き、未耐震の分譲マンションに対し、ダイレクトメール、各戸訪問等による働きかけを行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会(要旨)質問状	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4定 建物の耐震改修促進策について ・平成24年2定 耐震化推進事業の違反建築物対象外について ・平成24年3定 建物耐震化推進のための方策について 		

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山		
		担当者名	鈴木		内線	2822		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-09-03	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 24（2012）年度	根拠	耐震改修促進法、荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	大規模地震発生時において特定緊急輸送道路沿道の建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用の一部を補助することにより当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを進めるとともに、大規模地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。							
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物の所有者							
内容	1 補助対象建物 ・ 特定緊急輸送道路（日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部）に敷地が接する建物 ・ 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物 2 補助内容 ・ 耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震建替え工事及び除却工事費用の一部を補助							
経過	平成24年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定 以下「制度要綱」という。						
	平成25年 3月	制度要綱一部改正（除却工事補助制度の新設）						
	平成26年 1月	制度要綱一部改正（耐震診断期間延長、耐震補強工事補助金の加算制度の新設）						
	平成26年 3月	制度要綱一部改正（補助対象費用の限度額の引上げ、委任払い）						
	平成27年 3月	制度要綱一部改正（事業期間の延伸）						
	平成28年 3月	制度要綱一部改正（事業期間の延伸、補助対象費用の限度額の引上げ）						
	平成29年 3月	制度要綱一部改正（補助金額の引上げ）						
	令和元年 6月	制度要綱一部改正（事業期間延伸、耐震診断支援事業廃止）						
	令和元年10月	制度要綱一部改正（消費税増税に伴う改修事業費限度額の延床単価の改正）						
	令和3年3月	制度要綱一部改正（社会資本整備総合交付金の制度改正に伴う算定方法の改正）						
必要性	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例により、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断が義務化された。区内には現行の耐震基準を満たさない沿道建物があり、地震時に倒壊、道路閉塞により避難、救命活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化支援が必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	耐震補強設計支援事業（件）	13	13	14	15	17	対象建物棟数54棟のうちの累計実績の棟数
	②	耐震補強工事支援事業（件）	8	9	11	12	13	対象建物棟数54棟のうちの累計実績の棟数
③	耐震化完了建物（件）	25	28	30	31	32	対象建物棟数54棟のうちの累計の棟数（自主撤去等も含む）	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進	重点的に推進	震災の直後から発生する緊急輸送の支障とならないよう、耐震化率の向上を図るために必要な事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		101,608	16,296	218,666	53,402	54,913	36,923	15,309
決算額 (5年度は見込み)		17,218	9,388	121,821	28,855	51,650	36,923	15,309
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	耐震補強設計支援事業 (件)	0	2	1	2	0	1	1
	耐震補強工事支援事業 (件)	1	0	2	0	1	2	1
	耐震建替え工事支援事業 (件)	0	0	1	1	0	0	0
	除却工事支援事業 (件)	0	0	0	0	1	0	0
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	耐震補強設計	0	負担金補助等	耐震補強設計	2,046	負担金補助等	耐震補強設計	3,560
負担金補助等	耐震補強工事	28,133	負担金補助等	耐震補強工事	34,877	負担金補助等	耐震補強工事	11,749
負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	0
負担金補助等	除却工事	21,953	負担金補助等	除却工事	0	負担金補助等	除却工事	0

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,081	2,433	352	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	24,773	16,968	▲ 7,805
	維持補修費	0	0	0	都支出金	20,311	13,470	▲ 6,841
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	45,084	30,438	▲ 14,646
	賞与・退職給与引当金繰入額	127	370	243	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 8,774	▲ 9,288	▲ 514
	その他行政費用	51,650	36,923	▲ 14,727	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	53,858	39,726	▲ 14,132	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 8,774	▲ 9,288	▲ 514
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 8,774	▲ 9,288	▲ 514	

備考 令和4年度の行政費用は補強工事が実施されたが補助対象事業費が減少したため、その他行政費用、行政収入についても減少した。

- 問題点・課題
- 材料費の高騰等による工事費負担増
 - オーナー・テナント間の合意形成 (工期中の営業補償等)
 - 分譲マンションの場合、区分所有者等の合意形成が容易ではない。
 - 耐震化推進の普及及び啓発を個別に行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	パンフレット等の送付、戸別訪問等を行い、さらなる普及推進に努める。	特定緊急輸送道路沿道建物所有者に対し、ダイレクトメールによる働きかけを行った。	引き続き、未耐震の沿道建物所有者に対し、ダイレクトメール、各戸訪問等による働きかけを行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)質問状

- ・平成24年2定 緊急輸送道路沿道建物の耐震の促進について
- ・平成29年度2月会議 緊急輸送道路の安全の確保について
- ・令和3年度決算特別委員会 緊急輸送道路の指定について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-11		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	三河島駅前北地区市街地再開発事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	加藤	
			担当者名	宇都山、高松		内線	2832	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-01	三河島駅前北地区事業費補助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input checked="" type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	都市再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱ほか			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	04	市街地再開発事業等の推進					
目的	JR三河島駅の北側において、再開発事業による土地の高度利用と基盤整備を図るとともに、住宅、商業・業務及び公共・公益施設の整備を推進し、地域の防災性向上や駅前のにぎわいの創出を図る 西日暮里一丁目地域のまちづくりに関する方向性や公共・公益施設の整備方針等を示した『西日暮里一丁目まちづくり構想』を踏まえ、災害に強く、安全・安心でにぎわいのあるまちづくりを推進する							
対象者等	<input type="radio"/> 三河島駅前北地区市街地再開発組合 <input type="radio"/> 西日暮里一丁目まちづくり構想対象区域の住民							
内容	再開発事業の計画、調整に関する事務を担うとともに、施行者である再開発組合（準備組織である準備組合を含む）に対し、当該事業に係る指導及び支援を行う [三河島駅前北地区市街地再開発事業] ・対象区域：西日暮里一丁目4番の一部、5番、6番の一部、7番 ・地区面積：約1.5ヘクタール [西日暮里一丁目まちづくり構想] ・対象区域：西日暮里一丁目2～5番、6番の一部、7～13番、19～32番、42～49番、61番 ・地区面積：約12.5ヘクタール							
経過	[平成11年1月] 再開発推進協議会発足 [平成14年度] 三河島駅周辺地区事業化推進B調査 [平成16年6月] 準備組合設立 [平成21年度] 旧真土小学校跡地活用検討基礎調査（総務企画課実施） [平成26年度] 再開発推進及びまちづくり構想策定に係る業務委託（～平成27年度）、勉強会開催 [平成28年度] 旧真土小学校跡地活用方針決定、西日暮里一丁目まちづくり構想策定 [平成29年度] 事業協力者（デベロッパー）決定、区が準備組合の理事に就任 [平成30年度] 新たな事業コンサルタント決定 [令和 2年度] 都市計画決定手続き（原案の公告・縦覧等） [令和 3年度] 都市計画決定 [令和 4年度] 再開発組合設立							
必要性	三河島駅前北地区は、『荒川区都市計画マスタープラン』の日暮里拠点の1つであり、再開発によるにぎわいのある街づくりが求められている。駅前にふさわしい魅力や西日暮里一丁目地域の防災性の向上を図る本事業の必要性は高い							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） [事業の流れ] 準備組合設立、都市計画決定、組合設立、権利変換計画認可、工事着手、工事完了、組合解散（＝事業完了）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	市街地再開発事業の進捗率（三河島駅前北地区）（%）	20	40	50	50	79	・再開発組合設立：50% ・工事着工：70%
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進		重点的に推進		地域の複合的な課題を解決し、防災性の向上や駅前としてふさわしいにぎわいを創出するための事業であり、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		6,531	3,888	4,070	0	235,408	212,600	512,800
決算額(5年度は見込み)		1	0	0	0	196,808	6,800	512,800
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
準備組合加入者数(人)		57	57	68	70	71	71	-

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
補助金	事業費補助	196,800	補助金	事業費補助	6,800	補助金	事業費補助	512,800
役務費	筆耕翻訳	8						

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	13,321	12,979	▲ 342	地方税等	0	0	0
	物件費	8	0	▲ 8	国庫支出金	98,400	3,400	▲ 95,000
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	196,800	6,800	▲ 190,000	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	98,400	3,400	▲ 95,000
	賞与・退職給与引当金繰入額	816	1,971	1,155	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 112,545	▲ 18,350	94,195
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	210,945	21,750	▲ 189,195	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 112,545	▲ 18,350	94,195
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 112,545	▲ 18,350	94,195	

備考

4年度は補助費等が減少したため、給与関係費が行政費用の多くを占めている。補助費等は、準備組合及び再開発組合に対する補助金であり、その1/2の額が国庫支出金として収入されている。

問題点・課題

- ・ 工事費等の精査及び特定業務代行者の選定
- ・ 権利変換計画認可に向けて地権者の生活再建等を含めた合意形成
- ・ 区が取得する多目的アリーナの仕様や屋上の活用方法等の検討
- ・ 再開発組合に対する補助金執行の適切な指導・助言

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	組合の体制強化や権利変換を見据えた一層の丁寧な権利者対応について準備組合と協議する。	地権者との面談方法を工夫しながら組合設立に必要な2/3以上の地権者の同意を得ることができた。	権利変換等の同意取得に向けて、地権者の意向を十分にヒアリングし、生活再建案の提示等を再開発組合と協議する。
②	施設計画の検討を進めるとともに権利変換内容を精査する。	多目的アリーナの施設計画について、所管課と十分な協議を行い、基本設計を取りまとめた。	実施設計及び権利変換に向けて、関係部署と更なる施設計画の精査を行う。
③	補助金の前提となる事業の適切な推進を図るとともに、補助事業の適正な管理に努める。	事業の進捗に合わせた補助業務の検討を行い、適正な補助金執行に取り組んだ。	補助対象項目や金額が増加していくため、補助対象や積算などについて更なる適正な執行に努めていく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会(要旨)質問状	平成28年2定 「西日暮里駅前・三河島駅前北地区の大規模再開発計画の見直しについて」 令和元年6月会議「再開発事業の推進について」 令和2年6月会議「早期の事業化に向けて取り組むべきと考える」 令和2年11月会議「荒川区の商工振興との整合はどうか」 令和3年2月会議「タワーマンションによる再開発を中止し、概念を転換すべき」
-----------	--

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-12	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	西日暮里駅前地区市街地再開発事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	加藤	
		担当者名	須崎、関、秋田		内線	2833	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-02	西日暮里駅前地区事業費補助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input checked="" type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 20（2008）年度	根拠	都市再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱ほか				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 12（2030）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	04	市街地再開発事業等の推進				
目的	旧道灌山中学校跡地を含む地区にて、土地の合理的かつ健全な高度利用、住環境の整備、都市機能の更新及び駅前の活性化を目指し、広域拠点としての街づくりを進める。あわせて、「西日暮里駅周辺地域まちづくり構想」に基づき地域全体の発展を念頭に、その核として再開発事業による安全・安心でにぎわいのあるまちづくりを推進する。						
対象者等	旧道灌山中学校跡地等の区有地を含む、西日暮里駅に隣接する約2.3haの地区（西日暮里五丁目32～37番及び38番の一部）に権利を持つ者：西日暮里駅前地区市街地再開発準備組合 まちづくり構想については、西日暮里五丁目交差点を中心とした半径約500mの範囲						
内容	区内最大の交通結節点でありながら不足する都市基盤を整備するとともに、商業施設や文化施設、都市型住宅等の都市機能の整備による駅前にふさわしいまちづくりを進める。 ・準備組合が中心となって進めている事業計画の検討を支援する。 ・道路等の公共施設及び文化交流拠点の核となる公益施設の内容を調整する。 ・「西日暮里駅周辺地域まちづくり構想」に基づき、周辺地域を含めた活性化策を検討する。						
経過	平成12年度 道灌山中学校跡地利用方針決定 平成18年度 地元有志による街づくり協議会発足 平成19年度 協議会がコンサルタント派遣制度を利用し、勉強会開催 平成20年度 事業化可能性調査実施 平成21年度～24年度 勉強会等及び権利者意向把握の実施 平成25年度 コンサルタント選定プロポーザル実施、準備組合設立に向けた活動の実施 平成26年度 市街地再開発準備組合設立（6月）、事業協力者選定プロポーザル実施【準備組合】 平成27年度 基本計画設計者選定コンペ実施【準備組合】 平成29年度 環境影響評価調査計画書（案）の提出、区が準備組合理事に就任 令和元年度 都市計画原案の説明会及び公告・縦覧 令和3年度 都市計画決定・告示						
必要性	西日暮里駅前地区は、『荒川区都市計画マスタープラン』の日暮里拠点の1つであり、交通結節機能を生かしたにぎわいのある街づくりが求められている。再開発事業による都市基盤の強化を始めとして、上位計画に示された将来像実現のため、まちづくりを進める必要性は高い。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 【事業の流れ】準備組合設立、都市計画決定、組合設立、権利変換計画認可、工事着手、工事完了、組合解散（＝事業完了）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 再開発事業等の進捗状況（%）	20	40	40	40	70	・準備組合設立：20% ・都市計画決定：40%
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
重点的に推進	重点的に推進	地域の複合的な課題を解決し、都市基盤の強化や駅前としてふさわしいにぎわいを創出するための事業であり、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		3,793	3,888	5,247	64,200	83,800	629,000	238,800
決算額(5年度は見込み)		0	0	4,212	0	78,152	410,152	238,800
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
準備組合加入者・同意者数(人)		58	60	60	59	59	60	65
予算・決算の内訳		令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
補助金	事業費補助	64,400	補助金	事業費補助	306,766	補助金	事業費補助	127,200
補助金	公共施設管理者負担金	13,752	補助金	公共施設管理者負担金	103,386	補助金	公共施設管理者負担金	111,600

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	19,981	19,468	▲ 513	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	39,076	205,076	166,000
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	78,152	410,152	332,000	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	39,076	205,076	166,000
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,223	2,957	1,734	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 60,280	▲ 227,501	▲ 167,221
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	99,356	432,577	333,221	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 60,280	▲ 227,501	▲ 167,221
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 60,280	▲ 227,501	▲ 167,221	

備考

行政費用では、補助費等が多くを占めている。内訳としては、準備組合に対する補助金及び公共施設管理者負担金であり、これらの1/2の額が国庫支出金として収入されている。

問題点・課題

- 【令和5年度に解決すべき問題点・課題】
- ・事業計画案の検討、組合設立に向けた関係機関協議及び同意取得、地権者の合意形成
 - ・文化交流施設の管理運営方法等の検討
- 【令和6年度以降に取り組むべき問題点・課題】
- ・権利変換計画認可に向けた地権者の合意形成
 - ・実施設計に係る庁内調整及び関係機関協議等

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	文化交流施設の各機能の具体的な内容を固め、区の権利変換の内容を精査していく。	文化交流施設整備に関する検討会の意見等を踏まえ、文化交流施設の整備基本方針(案)を策定した。	文化交流施設の管理運営方法や区民参画も含めた詳細検討を行う。
②	道路管理者等の同意取得に向けて、引き続き、関係機関協議を行う。	東京都や鉄道事業者等の関係機関と協議を行った。また、協議結果を踏まえ、庁内調整を行った。	関係機関協議を進め、早期の道路管理者等の同意取得を目指す。
③	住宅や商業施設等の床取得者を選定するとともに、事業計画案の検討を行う。また、管理運営方針を早期に決定する。	準備組合において、住宅や商業施設等の床取得者である参加組合員の選定を開始した。	準備組合及び参加組合員予定者と事業計画案の検討を行うとともに、管理運営方針を早期に決定する。

他区の実況

(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会(要旨)質問状

- ・令和3年度 6月会議 商業に対して、区も地権者として関わり、賑わいのある施設にしてほしい
- ・令和3年度 9月会議 保育園や高齢者施設の代替地の見通しがつかずまでは計画を中止すべき
- ・令和3年度 9月会議 区の温室効果ガスの削減目標に見合った計画に見直すべき
- ・令和4年度 9月会議 屋上を活用するとともに、エリアマネジメントを実施すべき
- ・令和4年度 9月会議 太陽光発電の設置義務化による再開発事業への影響について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事										
事務事業名	ブロック塀等撤去助成事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	村山											
		担当者名	井上、鈴木、古川	内線	2822											
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-09-04	ブロック塀等撤去助成事業費														
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業											
開始年度	平成 21（ 2009 ）年度	根拠	荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱													
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等														
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画												
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市													
	政策	11	防災・防犯のまちづくり													
	施策	03	災害に強い街づくりの推進													
目的	震度5強程度の地震により倒壊のおそれがあり、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の地震時の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。															
対象者等	道路等に面する危険度C、Dのブロック塀等の所有者・管理者等 （令和5年2月末時点：未撤去Cランク853件、Dランク76件）															
内容	<p>1 助成対象ブロック塀等 道路等に面する危険なブロック塀等（高さ1.2m超）</p> <p>2 助成内容 助成金は、撤去工事費の2/3、ただし1m当たり16,000円を上限とする。</p> <p>3 普及啓発活動 助成対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。</p> <p>方法：戸別訪問形式 令和2年度調査結果概要〔（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。〕</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">危険度A 1,989件（55.8%）安全である。</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>危険度B 450件（12.6%）一応安全である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危険度C 1,036件（29.0%）注意を要する。</td> <td style="text-align: right;">【R5調査】 853件</td> </tr> <tr> <td>危険度D 92件（2.6%）危険である。</td> <td style="text-align: right;">【R5調査】 76件</td> </tr> <tr> <td>合計 3,567件（100.0%）</td> <td style="text-align: right;">【A, B (R2) +C, D (R5)】 3,368件</td> </tr> </table>						危険度A 1,989件（55.8%）安全である。		危険度B 450件（12.6%）一応安全である。		危険度C 1,036件（29.0%）注意を要する。	【R5調査】 853件	危険度D 92件（2.6%）危険である。	【R5調査】 76件	合計 3,567件（100.0%）	【A, B (R2) +C, D (R5)】 3,368件
危険度A 1,989件（55.8%）安全である。																
危険度B 450件（12.6%）一応安全である。																
危険度C 1,036件（29.0%）注意を要する。	【R5調査】 853件															
危険度D 92件（2.6%）危険である。	【R5調査】 76件															
合計 3,567件（100.0%）	【A, B (R2) +C, D (R5)】 3,368件															
経過	<p>平成20年度 ブロック塀等の実態調査</p> <p>平成21年7月 要綱制定</p> <p>平成21年7月～9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施</p> <p>平成25年9月 要綱一部改正（事務処理の効率化）</p> <p>平成30年9月 要綱一部改正（対象ブロック塀を拡充）</p> <p>平成22～29年度 区報、区ホームページによる普及啓発活動実施</p> <p>令和2年4月 要綱一部改正（助成限度額の単価を6,000円/㎡から16,000円/㎡に引き上げ）</p> <p>令和2年度 ブロック塀等の実態調査（2回目）</p> <p>令和3年度 ブロック塀等の調査啓発業務委託</p> <p>令和4年度 ブロック塀等の調査啓発業務委託</p> <p>令和5年3月 要綱一部改正（事務処理の効率化）</p>															
必要性	大規模地震の際にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないように道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。															
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>助成金内定申請→審査→助成金交付内定→撤去工事着手→撤去工事完了→助成金交付申請→審査→助成金交付決定→助成金交付</p>															
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明									
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)										
	① 安全なブロック塀等の率(%)	68.4	68.9	72.4	72.8	72.9	安全なブロック塀等の数 ／総数3,350（件）※R5見込み									
	②															
③																
事務事業の分類		分類についての説明・意見等														
5年度	6年度															
重点的に推進	重点的に推進	震災時において、通行人の安全性を確保するとともに消防活動や地域住民の避難の支障とならないよう、危険なブロック塀等の撤去を促す事業であるため、重点的に推進する。														

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		203	1,520	1,198	12,264	5,643	5,002	4,128
決算額（5年度は見込み）		55	623	1,129	11,648	5,269	4,018	4,128
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名（5年度は見込み）								
助成実績件数		1	8	13	11	29	18	18
予算・決算の内訳		令和3年度（決算）		令和4年度（決算）		令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	352	需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	3
負担金補助等	助成金	3,949	負担金補助等	助成金	2,940	負担金補助等	助成金	2,772
その他委託料	電子台帳化、ポスティング	1,320	その他委託料	電子台帳化、ポスティング	1,078	その他委託料	調査・啓発業務委託	1,353

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,498	2,028	▲ 470	地方税等	0	0	0	
	物件費	1,320	1,078	▲ 242	国庫支出金	2,212	1,806	▲ 406	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,115	938	▲ 177	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	3,949	2,940	▲ 1,009	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,327	2,744	▲ 583	
	賞与・退職給与引当金繰入額	153	308	155	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,593	▲ 3,610	983	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	7,920	6,354	▲ 1,566	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,593	▲ 3,610	983	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,593	▲ 3,610	983	

備考

令和4年度の行政費用は除却件数減による補助費等及びその他委託料が減少し、行政収入についても減少した。

問題点・課題

・震災等の道路閉塞防止の観点から、撤去工事への誘導を図る必要がある。
 ・空き家の増加に伴い、管理が行き届かないことによるブロック塀等の老朽化が懸念される。
 ・狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないで撤去、改修が困難なブロック塀等が多く、改善が進まない原因の一つとなっている。
 ・2項道路沿道の危険ブロック塀等を除却後に新設する場合、セットバックの義務が発生するため制度活用に消極的になる傾向がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、戸別訪問による啓発活動を行う。	危険なブロック塀等所有者への戸別訪問による啓発活動を行った。	引き続き、戸別訪問による啓発活動を行う。
②	引き続き、撤去にご協力をいただけるよう、粘り強く働きかける。	補助制度をあわせて周知し、撤去にご協力をいただけるよう、粘り強く働きかけた。	引き続き、撤去にご協力をいただけるよう、粘り強く働きかける。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
実施区	千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区		
議会議決要旨	平成30年度11月会議 通学路の安全確認について		

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-14	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	空き家対策事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山		
		担当者名	井上・古川・鈴木・赤坂・熊谷・正木		内線	2822		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-10-01	空き家対策事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 24（2012）年度	根拠	空家等対策の推進に関する特別措置法					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等	荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	危険な老朽空家住宅の除却工事に係る費用の一部を助成することにより、除却を促進し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。 また、利用可能な空き家を地域の資源と捉え、市場流通や活用促進を図ることで、地域の活性化や街の魅力向上につなげることを目的とする。							
対象者等	危険な老朽空家住宅の所有者等（個人又は中小企業） ※宅地建物取引業者は、助成対象外							
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 老朽空家住宅除却助成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・助成金額：消費税を除く除却工事費の2/3（限度額100万円） 2 危険老朽空家住宅除却助成事業（平成28年度から令和7年度まで） <ul style="list-style-type: none"> ・助成金額：著しく危険な空家について、消費税を除く除却費用の全額（限度額26,000円/㎡） 3 空き家相談会（平成29年度開始、年度6回開催を基本とする） 4 地域活性化施設への改修費助成（平成29年度開始） 1件あたり限度額200万円 5 空家等相続人調査委託（令和5年度予定） 6 荒川区特定空家等対策審査会 13回開催済 7 空き家を活用した下町型エリア再生プロジェクト業務委託（令和3年度から） 8 空き家実態調査業務委託（令和4年度） 							
経過	<p>平成24年5月 1日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱制定</p> <p>平成26年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱一部改正 （→荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱、事務処理の効率化）</p> <p>平成27年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正（助成率及び限度額引下げ）</p> <p>平成28年6月30日 荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度要綱制定</p> <p>平成29年3月 空家等対策計画策定、空家等再作の推進に関する条例施行（29年4月1日）</p> <p>平成30年2月23日 荒川区空家活用事業補助金交付要綱制定</p> <p>令和元年6月 1日 荒川区空家活用事業補助金交付要綱一部改正</p> <p>令和 5年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正（助成率及び限度額引上げ） 荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度要綱廃止（上記要綱と統合）</p>							
必要性	家屋の倒壊や屋根瓦の落下、外壁の崩落など、危険な老朽空家住宅が引き起こす被害から区民等を守るために必要であり、大地震が近々に発生すると予想されていることから緊急性も高い。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→老朽空家住宅の除却工事→除却工事完了→助成金交付申請→審査→助成金交付決定→助成金交付							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	H27調査の危険老朽空家の除却率(%)	50.8	59.4	72.4	80	85	H27調査除却を促進すべき空き家除却率 113/156棟
	②	R4調査の危険老朽空家の除却率(%)				15	60	R4調査における除却を促進すべき空き家除却率 30/196棟
③	助成制度により除却した空家棟数	207	238	264	294	384	H28年度以降の助成制度（不燃化特区制度含む）による除却棟数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進	重点的に推進	管理不全な状態となっている危険な老朽空家への対策や、使える空き家の活用について、総合的かつ計画的に一層強化して取り組む事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	18,198	14,366	65,755	38,940	34,938	49,345	47,876
決算額(5年度は見込み)	12,483	8,908	39,415	28,011	30,028	44,519	47,876
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)							
老朽空家住宅相談件数	27	17	24	30	17	21	25
老朽空家住宅現場調査件数	27	17	24	30	17	21	25
老朽・危険老朽空家住宅助成実績件数	17	15	29	31	20	20	22

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	空家コーディネート・台帳システム委託	15,799	委託料	実態調査・EJ7再生プロジェクト等	27,412	委託料	EJ7再生プロジェクト・相続人調査等	18,343
役務費	筆耕翻訳	73	役務費	筆耕翻訳	48	役務費	筆耕翻訳	194
報償費	相談会報償	488	報償費	相談会報償	586	報償費	相談会報償	717
報酬費	特定空家等対策審査会	383	報酬費	特定空家等対策審査会	282	報酬費	特定空家等対策審査会	564
旅費	委員旅費	8	旅費	委員旅費	3	旅費	委員旅費	8
需用費	消耗品	37	需用費	食糧費・消耗品	150	需用費	印刷製本費・消耗品	1,050
負担金補助金	補助金	13,240	負担金補助金	補助金	16,038	負担金補助金	補助金	27,000

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	20,864	20,561	▲303	地方税等	0	0	0
	物件費	15,917	27,614	11,697	国庫支出金	7,431	7,919	488
	維持補修費	0	0	0	都支出金	12,529	16,129	3,600
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	488	586	98	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	19,960	24,048	4,088
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,254	3,080	1,826	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲31,803	▲43,831	▲12,028
	その他行政費用	13,240	16,038	2,798	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	51,763	67,879	16,116	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲31,803	▲43,831	▲12,028
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲31,803	▲43,831	▲12,028

備考 行政費用が増加しているのは、空き家実態調査の委託を実施したためである。

問題点・課題
 ○老朽空家住宅は、何年も放置され管理されていないものが多いため、年々危険度が増していく。老朽空家住宅の除却を促進させるため、まず建物所有者に除却助成制度を知ってもらい、利用を促す必要がある。
 ○相続人が複数いる場合や借地上の建物である場合等、権利関係が複雑で容易に除却できない空家が多数存在する。
 ○活用可能な空き家については、所有者へ利活用事例等を周知し、地域資源となる空き家の活用がなされる仕組みを構築する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後著しく危険な空き家等においては、指導するとともに専門家等と協力し問題解決へ向け取り組む。	著しく危険な空き家等について、専門家に相談し、問題解決に取り組んだ。また空き家実態調査を実施し、危険な空き家等の把握に努めた。	実態調査で把握した管理不全の空き家の所有者調査の実施及び除却助成の充実により、問題のある空き家の指導や除却を進める。
②	まちのビジョン作成に向けた活動を行い、区民に区の魅力発信をするとともに、空き家利活用に有効なイベント等を行う。	まちのビジョン作成に向けた検討を行った。また、イベントを通し、地域の魅力を発信した。	令和4年度に作成したビジョンの周知とともに、イベント等の実施により、地域の魅力を発信していく。
③	空き家再生プロジェクト内において新たな空き家の利活用に向けたマッチング体制を整えていく。	活用できる空き家の物件情報が少なく、マッチング件数が伸びなかった。	空き家利活用のマッチング実績が増えるよう、普及啓発に努めていく。

他区の実況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)			
		実施区[老朽建築物除却助成]台東区、墨田区、江東区、品川区、豊島区、北区、足立区、葛飾区、板橋区 [空き家相談会]台東区、品川区、大田区、練馬区 [改修助成]大田区、世田谷区、練馬区		

議会議決要旨	状況
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度6月会議 平成27年度9月会議 平成27年度2月会議 平成29年度2月会議 令和元年度6月会議 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家対策推進特別措置法施行にともなう区の対策強化 危険度の高い地域の空き家対策の促進 不燃化特区事業と特定空家特措法について 空き家対策の推進について 空き家の利活用について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-15		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	永久水利整備事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山	
			担当者名	高梨		内線	2828	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-12-01	永久水利整備事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 25	（ 2013 ）	年度	根拠	荒川区における永久水利施設の整備・活用に関する基本計画			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	02	防災基盤の整備					
目的	区内の約6割を木造住宅密集地域が占める現状において、「災害でひとりの犠牲者も出さない安全安心の街づくり」を目指して、大震災等に伴う同時多発的かつ広範囲に発生した火災に迅速に対応し、延焼防止を図るため、災害時に断水した場合にも有効に機能する隅田川の河川水や地下水を活用した永久水利を整備する。							
対象者等	区民、防災区民組織、中学校防災部、防災関係機関							
内容	<p>○永久水利は、隅田川の河川水や地下水など枯渇することのない水源を確保するハード面の整備とともに、その水源を活用して、地域住民が中心となって行う消火・送水ネットワーク体制を構築するソフト面からなる、地域消火システムである。</p> <p>○まず枯渇しない水源を確保する方法として、</p> <p>① 約8キロメートルにわたって隅田川に接している地の利を生かした河川水</p> <p>② 隅田川から離れた地域では、安定した水量を確保することができる地下水（深井戸）を活用し、それを取水するための施設を整備する。</p> <p>○その水源を効果的に使用し初期消火活動につなげるため、複数の防災区民組織が連携し、各組織が持つ可搬消防ポンプなどを活用して、消防団員の指導のもと広域的に消火活動を行う送水ネットワークを構築する。</p>							
経過	<p>平成25年 2月 学識経験者、警察、消防等の関係機関、町会等で構成する「荒川区永久水利整備活用推進協議会を設置」</p> <p>平成26年 3月 あらかわ遊園永久水利施設（河川水：区内第1号）</p> <p>平成27年 7月 荒川公園永久水利施設（地下水）</p> <p>平成28年 3月 日暮里公園永久水利施設（地下水）</p> <p>平成29年 3月 第五中学校付近永久水利施設（河川水）</p> <p>平成29年10月 赤土小学校永久水利施設（地下水）</p> <p>令和 4年 8月 第四峡田小学校永久水利施設（地下水）</p> <p>防災課による整備（可搬ポンプ方式）</p> <p>平成26年11月 尾久の原公園永久水利施設（河川水）</p> <p>平成27年11月 南千住六丁目スーパー堤防永久水利施設（河川水）</p>							
必要性	荒川区は地震に関する地域危険度（総合）の高い地域を多く抱えていると共に、首都直下地震発生時における断水率が高いため、災害時にも有効に機能する水利を整備する必要がある。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 設備機器保守委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	永久水利の整備箇所	7	7	8	8	8	候補地15箇所（基本計画より）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進		推進		大震災時の火災の延焼拡大を防止するために必要な事業であるため、推進する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		78,326	2,106	10,002	112,588	172,316	46,664	12,691
決算額 (5年度は見込み)		49,276	2,056	9,201	2,732	111,421	40,070	12,691
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	永久水利の整備箇所	1	0	0	0	0	1	0

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	軽油購入費等	152	需用費	軽油購入費等	167	需用費	軽油購入費等	2,615
委託料	保守管理委託等	2,962	委託料	保守管理委託等	2,753	委託料	保守管理委託、新規さく井設計	10,076
委託料	設備工事設計委託	6,710	工事請負費	設備工事	37,150			
工事請負費	電気・機械及び施設整備費	31,957						
工事請負費	さく井工事	69,640						

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	6,660	8,112	1,452	地方税等	0	0	0	
	物件費	2,718	2,920	202	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	15,979	15,979	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	408	1,232	824	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 25,765	▲ 40,751	▲ 14,986	
	その他行政費用	0	12,508	12,508	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	25,765	40,751	14,986	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 25,765	▲ 40,751	▲ 14,986	
特別費用(g)	0	13,431	13,431	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	▲ 13,431	▲ 13,431	当期収支差額(e)+(h)	▲ 25,765	▲ 54,182	▲ 28,417		

備考 第四峡田小学校永久水利工事等に伴う事務量増加により給与関係費等行政費用が増加した。

問題点・課題 区内全地区に永久水利施設を整備したが、地域危険度が高い地域内でも既施設からの送水距離が長い地域があることから、これまでの施設整備上の課題や運用面の課題を整理し、今後の方針を決定する必要がある。既整備済の永久水利施設が震災時に活用できるよう引き続き、地域住民による消火・送水体制づくりを継続していく。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	永久水利のさらなる拡充に向け、宮前公園内への整備に向けた検討を開始する。	令和元年度から整備を進めてきた第四峡田小学校の永久水利施設が完成した。宮前公園の検討にあわせて永久水利の検討を行った。	宮前公園内への永久水利施設整備に向け、さく井工事設計を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨問状
 ・平成25年1定 永久水利・隅田川の活用法について
 ・平成26年3定 今すぐやるべき防災対策について (都の責任で荒川区の深井戸整備を)
 ・平成26年4定 日暮里のまちづくりについて (明治通り南側で危険度の高い地域に深井戸の整備)

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-16		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	不燃化特区整備促進事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山	
			担当者名	松田、赤坂、高梨		内線	2834	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-13-01	不燃化特区整備促進事業費						
	01-13-02	防災スポット整備事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 25	（ 2013 ）	年度	根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、不燃化特区制度要綱			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	東京都から不燃化特区の指定を受けた「荒川・南千住地区」及び「町屋・尾久地区」において、地域の不燃化を促進する重点的かつ集中的な取組を実施するとともに、密集事業における主要生活道路や公園等の整備を推進することで、木造住宅密集地域の改善を一段と加速させ、燃えない・燃え広がらない災害に強い街づくりを推進する。							
対象者等	荒川・南千住地区及び町屋・尾久地区における次に掲げる者 ・ 老朽建物の除却を行う建物所有者等、老朽木造建物の建替えを行う建築主 ・ 主要生活道路の拡幅整備に係る権利者及び沿道で建替え等を行う建築主							
内容	① 支援制度の周知を図るため、建築士による戸別訪問のほか、建築士や弁護士などの専門家が相談に応じる住まいの相談会を地域で開催するなど、相談体制を強化し、地区内の建替え等を促進する。 ② 除却助成制度により、老朽建築物の除却を促進する。 ③ 建替え助成制度により、老朽木造建築物から不燃化建築物への建替えを促進する。 ④ 複数の地権者が共同で建替えを行う場合、除却費、設計監理費、共同施設整備費の一部を助成する。 ⑤ 緊急車両の円滑な通行や避難経路の確保を図るため、主要生活道路の拡幅整備を推進する。 ⑥ 拡幅整備を進めている主要生活道路沿道において建替え等を行う場合、除却費、設計監理費、外壁等の整備費の一部を助成する。 ⑦ 平常時の憩いの場、災害時に有効なオープンスペースを確保するため、公園等の整備を推進する。 ⑧ 防災まちづくり協議会の活動を支援するほか、地域住民とともにまち歩きなどを行い、まちの課題を把握・共有し、改善策の検討を踏まえた地区計画を策定する。							
経過	不燃化特区 ○ 荒川二・四・七丁目地区（約48.5ha） 平成25年4月26日 不燃化特区指定 令和 3年3月31日 同指定取消 ○ 荒川・南千住地区（約123.4ha）← 荒川二・四・七丁目地区の区域を拡大 令和 3年4月 1日 不燃化特区指定 ○ 町屋・尾久地区（約242.6ha） 平成26年4月 1日 不燃化特区指定 令和 3年3月31日 同指定取消 令和 3年4月 1日 不燃化特区指定 密集事業 ○ 荒川二・四・七丁目地区 （H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～R6）約 48.5ha ○ 町屋・尾久地区 （H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～R6）約242.6ha							
必要性	対象地域は狭隘道路や狭小敷地が多く、第9回地震に関する地域危険度測定調査（令和4年9月 東京都公表）においても概ねランク5及び4と判定されていることから、地域課題の改善に資する事業を重層的に活用し、防災性及び住環境の向上を図る必要がある。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 地域住民の防災意識の啓発を図るため、住民活動組織を育成・支援するとともに、戸別訪問その他の方法により不燃化建築物への建替え等の誘導を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	不燃領域率 (荒川・南千住) (%)	64.5	65.1	65.8	66.4	70	(R7年度)土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	②	不燃領域率 (町屋・尾久) (%)	63.6	64.1	64.5	65.0	70	(R7年度)土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進		重点的に推進		対象地域の改善を一層加速させるために必要な事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	797,841	1,078,255	1,608,330	1,414,998	878,414	858,729	829,037
決算額 (5年度は見込み)	641,480	636,203	1,406,262	1,299,870	655,254	636,248	829,037
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
老朽建築物除却 (特区制度) (棟)	57	71	95	118	90	83	84
建替え助成 (特区制度) (棟)	75	48	64	81	37	45	67
公園等の整備 (箇所)	7	2	0	5	2	3	3
優先整備路線の整備 (箇所)	22	16	17	12	13	7	15

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	会計年度任用職員報酬	2,852	報酬	会計年度任用職員報酬	3,107	報酬	会計年度任用職員報酬	3,122
報償費	専門家派遣報償	754	報償費	専門家派遣報償	624	報償費	専門家派遣報償	1,560
委託料	推進活動、防災スポット設計等	119,279	委託料	推進活動、防災スポット設計等	115,422	委託料	推進活動、防災スポット設計等	110,564
工事請負費	防災スポット整備等	44,321	工事請負費	防災スポット整備等	81,577	工事請負費	防災スポット整備等	53,448
負担金補助及び交付金	建設事業補助金等	379,657	負担金及び交付金	建設事業補助金等	412,737	負担金及び交付金	建設事業補助金等	656,174

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	43,078	39,164	▲ 3,914	地方税等	0	0	0
	物件費	111,466	3,553	▲ 107,913	国庫支出金	17,222	84,672	67,450
	維持補修費	6,182	0	▲ 6,182	都支出金	229,007	247,656	18,649
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	3,519	1,806	▲ 1,713	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	440	960	520	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	246,229	332,328	86,099
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,404	5,308	2,904	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 327,495	▲ 307,578	19,917
	その他行政費用	406,635	589,115	182,480	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	573,724	639,906	66,182	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 327,495	▲ 307,578	19,917
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 327,495	▲ 307,578	19,917	

備考 建替えや除却助成制度の利用件数の増加に伴い、建設事業補助金等その他行政費用が増加した。

問題点・課題 老朽建築物所有者が建替えに踏み切れない理由としては、敷地が道路に接道していない、複雑な権利関係、資金不足や高齢による意欲の低下が考えられ、特に資金不足の問題は、昨今の住宅建設費高騰などで、より顕著になっていることが考えられる。
空き家等の老朽建築物が除却されない理由としては、所有者が不明又は遠方に居住、複雑な権利関係、借地権消失の懸念、除却後の固定資産税等の負担増などが考えられる。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	時世に合わせた事業PR等の実施により、制度利用対象者の掘り起こしを行い、積極的に働きかけを行う。	区営掲示板や駅などに制度周知ポスターを掲示したほか、住まいの相談会の実施等にて制度周知を図った。	令和5年度から拡充する建替え助成制度における建築工事費の助成を積極的に周知することで、建替えを促進する。
②	助成金の委任受領制度を活用し、自己資金が不十分な所有者等の建築物の除却を推進する。	助成金の委任受領制度を活用し、7棟の老朽建築物を除却した。	引き続き、助成金の委任受領制度を活用し、自己資金が不十分な所有者等の建築物の除却を推進する。
③	主要生活道路整備について合意が得られていない権利者に対し、丁寧な説明と粘り強い交渉を継続していく。	合意が得られていない権利者に対し、丁寧な説明と粘り強い交渉を行ったことにより、20箇所から合意を得ることができた。	引き続き、主要生活道路整備について合意が得られていない権利者に対し、丁寧な説明と粘り強い交渉を継続していく。

他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
	50地区 約2,990ha

議会議決要旨	令和元年度 6月会議 令和2年度 11月会議 令和4年度 11月会議	不燃化特区事業の延伸について 魅力ある街づくりに向けて (不燃化特区地域の拡大) 地域防災計画の修正にあたって (地域危険度の高い地域における今後の取り組み)
--------	--	---

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-02-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	被災者生活再建支援事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	加藤		
		担当者名	大竹・宇都山		内線	2838		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-15-01	被災者生活再建支援事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 28（2016）年度	根拠	災害対策基本法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	り災証明書は、仮設住宅の入居や義援金の受給などに必要な書類である。区では、首都直下地震などの大規模災害によってり災証明書の交付件数が最大10万件を超えると想定されることから、り災証明書を遅滞なく交付できる体制を整える。							
対象者等	区民等（建物居住者・建物所有者）							
内容	<p>首都直下地震などの大規模な災害時において、り災証明書を遅滞なく交付できる体制を構築するため、平成28年度から被災者生活再建支援システムを導入した。</p> <p>①建物の被害状況を調査（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）し、その結果をデータ化する。</p> <p>②調査データを基に地図情報や住民基本台帳、家屋課税台帳を確認しながらり災証明書を発行する。</p> <p>③り災証明書を発行することで、被災者台帳を自動的に作成する。</p>							
経過	<p>平成25年 6月 災害対策基本法が改正され、り災証明書を遅滞なく交付することが義務化</p> <p>平成29年 3月 システム導入するとともに、基礎研修及び被災状況の入力等の操作研修を実施</p> <p>平成29年 4月 システム運用開始</p> <p>平成31年 3月 区内3消防署と震災時におけるり災証明の発行に関する協定締結</p>							
必要性	首都直下地震などの大規模な災害時において、短時間かつ大量にり災証明書を交付するためには、被災者生活再建支援システムの導入が必要不可欠である。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>・被災者生活再建支援システム保守等委託</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	職員研修等の開催	6	0	2	6	4	り災証明発行操作研修（年2回） 被災建物調査研修（年2回）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	推進	被災者の生活再建を支援するためには、り災証明書を遅滞なく交付することが肝要であり、効率的な証明書発行の核となる事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		2,798	2,798	6,943	6,798	3,066	2,773	13,754
決算額 (5年度は見込み)		2,756	2,786	6,926	6,710	3,046	2,771	13,754
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	研修等の実施 (回数)	1	1	6	6	0	4	6
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	消耗品費	61	需用費	消耗品費	78	需用費	消耗品費	80
委託料	システム保守委託	2,985	委託料	システム保守委託	2,693	委託料	システム更新・保守委託	13,496
						賃借料	機器賃借料	178

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,081	2,839	758	地方税等	0	0	0	
	物件費	3,046	2,771	▲ 275	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	127	431	304	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 5,254	▲ 6,041	▲ 787	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	5,254	6,041	787	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 5,254	▲ 6,041	▲ 787	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 5,254	▲ 6,041	▲ 787		

備考 3年度に機器の保守延長を行ったため、4年度は物件費が減少した。また、4年度は5年度のシステム更新に向け課内のプロジェクトチームを増員したため給与関係費が増加した。

- 問題点・課題
- ①災害時、被災者生活再建支援システムを活用し、円滑な被災者支援を行うための体制づくり
 - ②発災時、効率的に運用できるよう実践的な研修の実施と、従事可能な職員の育成
 - ③東京都生活再建支援システム利用協議会との連携
 - ④発災時の受援体制の検討と整備
 - ⑤り災証明書のコンビニ交付対応

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	多くの職員が被災者生活再建支援業務について認識できるようwebによる研修の実施について検討する。	東京都主催のweb研修を延べ4回実施した。	システム更新にあわせて、被災家屋調査モバイルシステムの研修を実施する。
②	東京都と研修に関する情報を共有し、支援業務の中核を担う職員育成研修方法を検討し、実施する。	東京都主催のweb研修を延べ4回実施した。	引き続き、東京都主催のweb研修に参加し、できる限り多くの担い手の育成を図る。
③	システム保守を継続するとともに、電子申請化を見据えたシステム更新について、検討を行う。	現行システム保守を継続し、令和5年度のシステム更新について検討を行い、予算化した。	共同利用版へシステム更新を行い、マイナポータルからの申請受付システムの構築を行う。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	※共同利用型 → 足立区、目黒区、文京区、渋谷区 令和5年10月以降 7区 (荒川区を含む)

議会要旨
 ・平成28年度6月会議 り災証明書の発行体制の強化について
 ・平成29年度2月会議 被災者台帳の充実と適切な運用の準備について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-03-07		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	区民住宅管理運営		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山
			担当者名	中川、太田、松本		内線	2822
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	区民住宅管理運営費					
	01-01-02	区民住宅大規模改修費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 7	（ 1995 ）	年度	根拠	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	荒川区民住宅条例及び同条例施行規則		
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な居住環境の形成				
目的	中堅所得者層を対象とした住宅を供給することにより定住化の促進を図る。						
対象者等	中堅所得世帯（主な入居要件①所得金額が一定の範囲であること②自ら居住するため、住宅を必要とすること（原則として住宅を所有していない者）③同居親族を有すること）						
内容	<p>1 建設型住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町屋五丁目住宅（町屋5-9-2、RC造22Fの内、4～22F、114戸） ※高齢者住宅（23戸）、身体障害者区営住宅（6戸）併設（1～3F） ※従前居住者用住宅併設（20戸） <p>2 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者管理（区）：入居募集・許可、使用料決定・徴収、世帯員変更等の各種手続き等 ・ 保守・管理（指定管理者）：清掃、設備保守点検、一般修繕、空き室修繕、共用部点検等 						
経過	平成 7年 4月 1日	西日暮里三丁目住宅（借上型）開設～平成27年3月31日終了					
	平成 9年 4月10日	東日暮里六丁目住宅（借上型）開設～平成29年3月31日終了					
	平成10年 4月 1日	町屋八丁目住宅（借上型）開設～平成30年3月31日終了					
	平成10年 4月20日	町屋五丁目住宅（建設型）開設					
	平成23年 4月 1日	多子世帯に対する支援を開始（月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で実施）					
	平成27年 4月 1日	区内在住要件を廃止 従前居住者用住宅開設（町屋五丁目住宅10戸）					
	平成30年 4月 1日	近居世帯に対する支援を開始（月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で実施）					
	令和 3年12月 1日	東京都住宅供給公社を指定管理者に指定（指定管理開始 平成18年4月）					
	令和 4年 4月 1日	未修繕の空き室の予約制度を開始					
	令和 4年 4月 1日	エッセンシャルワーカーに対する支援を開始（入居から5年間、月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で実施）、DIY実施要領の制定、従前居住者用10戸追加					
必要性	良質な公共住宅の供給により、中堅ファミリー世帯の定住化を図る必要がある。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） ○建物の維持管理は指定管理者が行い、入居手続、使用料の決定・徴収、入居者管理等は区が行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	
	① 入居率(%)	69	75	91	91	95	周知の拡大と計画的な空室修繕により入居率を向上させる。
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	町屋五丁目住宅については、引き続き区民住宅として良好な住宅を供給する事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		158,166	180,567	252,351	111,586	64,043	89,561	78,365
決算額 (5年度は見込み)		118,863	176,708	249,688	98,666	59,314	80,828	78,365
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
区民住宅戸数		164	124	124	124	124	114	114
新規入居者数		8	4	11	8	10	17	5
予算・決算の内訳		令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)		令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	実績評価・選定委員会報酬	20	報償費	実績評価・選定委員会報酬	179	報償費	実績評価・選定委員会報酬	40
需用費	共用部電気・水道・事務用品等	4,925	需用費	共用部電気・水道	6,362	需用費	共用部電気・水道	9,092
役務費	口座振替等手数料・強制執行補助者費用一式	10	役務費	口座振替等手数料・強制執行補助者費用一式	11	役務費	口座振替等手数料・強制執行補助者費用一式	979
委託料	指定管理料	37,816	委託料	指定管理料	58,680	委託料	指定管理料・口座振替事務処理委託	49,152
使用料等	住宅管理システムリース	1,163	使用料等	住宅管理システムリース	1,441	使用料等	住宅管理システムリース	1,442
負担金補助等	防災センター負担金	15,380	負担金補助等	防災センター負担金	14,155	負担金補助等	防災センター負担金	17,660

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	9,483	13,790	4,307	地方税等	0	0	0
	物件費	43,915	66,494	22,579	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	15,399	14,335	▲ 1,064	使用料及び手数料	135,998	152,147	16,149
	減価償却費	101,859	95,905	▲ 5,954	その他	11,130	22,596	11,466
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	147,128	174,743	27,615
	賞与・退職給与引当金繰入額	581	2,095	1,514	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 24,109	▲ 17,876	6,233
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	171,237	192,619	21,382	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 24,109	▲ 17,876	6,233
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 24,109	▲ 17,876	6,233

備考
 ○行政費用の物件費の上昇は、指定管理料の増額によるものである。
 ○指定管理料の増加は、工業用水切替工事、空室修繕の増額によるものである。
 ○決算の需用費の増加は、電気料の単価が上昇したためである。

問題点・課題
 ○施設の老朽化が進行していることから計画的に適切な修繕を実施する必要がある。
 ○入居希望に沿うように、適時に空室修繕を実施する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	指定管理者と協力し、迅速に空室修繕を行い、予約申込に対応するほか、新たな割引制度等を開始し、入居率を改善する。	迅速な空室修繕を行い、予約申込に対応したほか、エッセンシャルワーカーの減額制度の開始により、入居率の向上につながった。	指定管理者と協力し、迅速に空室修繕を行うことで、更に入居率を向上させる。
②			
③			

他区の実況	(実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区)
	未実施区…江東区、中野区、北区、杉並区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-03-08		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	都営住宅相談・募集事務		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山	
			担当者名	松本		内線	2822	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	都営住宅募集事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 27	（ 1952 ）	年度	根拠	都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市						
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成						
	施策	02 快適な居住環境の形成						
目的	都営住宅の地元割当や一般の募集時の相談窓口を常設して、区民の住宅セーフティネットを確保する。							
対象者等	都内在住の住宅に困っている低額所得者（主な入居要件（家族向け）①所得が一定の範囲内であること②住宅に困っていること③同居親族がいること（単身者向けは60歳以上であること））							
内容	1 入居に関する問い合わせの受付（通年） 2 空き家の募集事務（申込書配付、説明）（年4回、2月上旬、5月上旬、8月上旬、11月上旬） 3 地元割当分の募集事務（募集、申込受付、公開抽選、資格審査、合格通知発送、都への結果報告）							
経過	昭和43年度 日常の相談業務、通常の募集に係る申込用紙の配付及び地元割当ての募集・受付・決定は区の分担と再確認（都区財調：基準財政需用額算定の中で規定）							
必要性	都営住宅は、荒川区内に23団地4,027戸（令和4年3月31日現在、都営住宅団地一覧による）、都内では1,539団地、約25万1千戸がストックされ、区民・都民の住宅セーフティネットとして定着しており、事業の必要性は高い。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） ○募集の問い合わせを通年受け付ける。○年4回、募集案内の配布、説明を行う。○東京都から地元割当があったときは、区が募集事務を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	募集案内配布部数（部）	7974	7548	7301	8000	8000	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	東京都の低額所得者向けの住宅施策について協力する事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		76	82	77	92	93	93	93
決算額 (5年度は見込み)		0	71	0	90	90	90	93
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	地元割当募集戸数	0	1	0	3	3	5	3
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	印刷製本費	90	需用費	印刷製本費	90	需用費	印刷製本費	93

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	6,861	5,273	▲ 1,588	地方税等	0	0	0
	物件費	90	90	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	420	801	381	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,371	▲ 6,164	1,207
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	7,371	6,164	▲ 1,207	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,371	▲ 6,164	1,207
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,371	▲ 6,164	1,207

備考

物件費は都営住宅地元割当に係る印刷製本費による。

問題点・課題

○毎回、区内の募集戸数に対し、応募倍率が高い。
 ・令和4年11月…荒川区15.5倍(募集戸数61戸に対し申込者948人)(都全体11.5倍)
 ・令和4年 5月…荒川区11.4倍(募集戸数69戸に対し申込者790人)(都全体11.2倍)
 ・令和3年11月…荒川区14.5倍(募集戸数53戸に対し申込者771名)(都全体10.2倍)
 ○地元割当(令和4年11月)…平均18.75倍(募集戸数5戸に対し申込数98名)
 地元割当の住戸数は今後も確保する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き地元割当の戸数を確保できるよう、東京都へ働きかける。	令和4年11月に地元割当として5戸の募集を実施し、98名の応募があった。	引き続き地元割当の戸数を確保できるよう、東京都へ働きかける。
②			
③			

他区の実況(要旨)	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	議会質問状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-03-09		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	住宅対策審議会		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山
			担当者名	松本		内線	2822
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-03-01	住宅対策審議会費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 8	（ 1996 ）	年度	根拠	荒川区住宅基本条例、荒川区住宅対策審議会規則		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	則		
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な居住環境の形成				
目的	区長の附属機関として、区の住宅施策に関する重要な事項を審議する。						
対象者等	区民等						
内容	1 審議会 区長の諮問に応じ、区の住宅に関する施策について重要な事項を審議し、答申する。 2 委員構成 学識経験者、区議会議員、区民、区職員 3 委員定数 15人以内 4 任期 2年						
経過	平成19年度～20年度 第10回～第15回住宅対策審議会「荒川区における新たな住宅政策のあり方」（審議、答申） 平成25年度 第16回～第18回住宅対策審議会「荒川区民住宅の今後のあり方」（審議、答申） 平成29年度～30年度 住宅マスタープラン改定に向け、第19回～第22回住宅対策審議会において審議、答申						
必要性	区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） <input checked="" type="radio"/> 荒川区住宅基本条例及び荒川区住宅対策審議会規則により荒川区住宅対策審議会を設置し実施する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要な事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	7,857	1,376	499	599	406	398	792	
決算額 (5年度は見込み)	5,069	796	0	0	0	0	792	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	住宅対策審議会の開催	2	2	0	0	0	0	4

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	委員報酬	0	報酬	委員報酬	0	報酬	委員報酬	523
旅費	委員交通費	0	旅費	委員交通費	0	旅費	委員交通費	52
需用費	審議会賄	0	需用費	審議会賄	0	需用費	審議会賄	7
役務費	速記料	0	役務費	速記料	0	役務費	速記料	194
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	16

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	416	406	▲ 10	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	25	62	37	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 441	▲ 468	▲ 27
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	441	468	27	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 441	▲ 468	▲ 27
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 441	▲ 468	▲ 27

備考 行政費用については、給与関係費が微減した。

問題点・課題 必要な住宅施策を検討する際には、適時速やかに審議会開催の準備体制を整える必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	住宅対策審議会の運営に必要な予算措置等をし、適切な準備を行う。	住宅対策審議会の運営に必要な予算措置等をし、適切な準備を行った。	住宅対策審議会の運営に必要な予算措置等をし、必要に応じて審議会を開催する。
②			
③			

他区の実況	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)
	設置している区 新宿区、文京区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、足立区
議会議況(要旨)	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-03-10		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	住宅マスタープランの推進		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山	
			担当者名	松本		内線	2822	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 4	（ 1992 ）	年度	根拠	住生活基本法、荒川区住宅基本条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	02	快適な居住環境の形成					
目的	住宅マスタープランに位置づけられた施策・事業の進行管理を行う。							
対象者等								
内容	<p>○改定主旨 平成18年6月、「住生活基本法」が制定され、国においては、全国的な住宅ストックの充足や少子・高齢化、人口の減少などの社会情勢の変化を踏まえて「量」の確保から「質」の向上へと住宅政策の転換を本格化させるため、住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）を平成28年3月に改定した。区においても、こうした国の動向や都の動向、区の住宅を取り巻く状況を踏まえ、平成31年3月、全面的な改定を行った。</p> <p>○基本目標 目標1 安全で安心な住まいと住環境の整備 目標2 良好で快適な住宅ストックの確保と活用 目標3 誰もが安心して住み続けられる住まいの確保</p>							
経過	平成 4年 7月	第1次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成3年度～平成12年度）						
	平成12年 3月	第2次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成13年度～平成22年度）						
	平成20年 1月	荒川区住宅対策審議会へ「新たな住宅政策のあり方」について諮問						
	平成20年12月	荒川区住宅対策審議会から「新たな住宅政策のあり方」について答申						
	平成21年 3月	第3次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成21年度～平成30年度）						
	平成29年12月	荒川区住宅対策審議会へ「新たな住宅施策のあり方について」について諮問						
	平成30年10月	荒川区住宅対策審議会から「新たな住宅施策のあり方について」について答申						
	平成31年 3月	第4次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成31年度～令和10年度）						
必要性	区の住宅施策を総合的・体系的に推進していくための基本計画として必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） ①住宅対策審議会へ諮問、審議、答申②素案作成③パブリックコメント④住宅マスタープラン策定 ※策定後は住宅マスタープランに位置づけられた施策・事業の進行管理を行っていく。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	住みよさ (%)	92	92	92	92	-	区政世論調査
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	継続	住宅マスタープランは、安全で安心な住まいと住環境の整備の基本的な方針を定めたものであり、その実現に必要な事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額 (5年度は見込み)		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	行政収入	勘定科目		3年度	4年度	差額
	給与関係費		1,249	1,217	▲ 32		地方税等		0	0	0
物件費		0	0	0	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		76	185	109	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 1,325	▲ 1,402	▲ 77		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		1,325	1,402	77	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,325	▲ 1,402	▲ 77		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,325	▲ 1,402	▲ 77		

備考

行政コストについては、職員配置の見直しにより給与関係費が減少した。

問題点・課題

平成30年度に策定した住宅マスタープラン（平成31年度から令和10年度まで）に位置付けられた施策・事業の進行管理を行い、区の事業の進捗状況や効果を把握する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	住宅マスタープランに位置づけられた施策・事業の進捗状況の把握に努め、進行管理を行っていく。	住宅マスタープランに位置づけられた施策・事業の進捗状況の把握に努め、進行管理を行う。	住宅マスタープランに位置づけられた施策・事業の進捗状況の把握に努め、進行管理を行っていく。
②			
③			

他区の実況

(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)

文京区は未策定（平成25までは策定）

況（要旨）

・平成15年2定 新たな住宅マスタープランの策定について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-03-13		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	従前居住者用住宅管理運営		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山	
			担当者名	中川、太田、松本		内線	2822	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-14-01	従前居住者用住宅管理運営費						
	01-14-02	従前居住者用住宅大規模改修費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27	（ 2015 ）	年度	根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、荒川区従前居住者用住宅条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	密集住宅市街地整備促進事業、都市防災不燃化促進事業及び東京都計画事業の施行に伴い住宅に困窮することとなる者に対し、賃貸住宅を提供することにより、区民の生活の安定と福祉の増進を図る。							
対象者等	○密集住宅市街地整備促進事業等の施行により住宅に困窮する者 ○主な入居要件 単身又は同居の親族を有する者。建替え又は除却となる住宅に引き続き1年以上居住している。低所得である（仮住居は除く）。独立して日常生活を営むことができる。							
内容	1 住宅の概要 (1) 荒川二丁目住宅（荒川2-49-7、鉄筋コンクリート造、13戸（借上げ）） (2) 町屋五丁目住宅（町屋5-9-2、鉄筋コンクリート造、20戸） 2 使用料 公営住宅法に基づく低廉な使用料 3 業務内容 (1) 荒川二丁目住宅 区：入居者管理（入居許可、使用料決定、使用料徴収、各種手続） UR：建物の維持管理（借上住戸内は区） (2) 町屋五丁目住宅 区：入居者管理（入居許可、使用料決定、使用料徴収、各種手続） 指定管理者（東京都住宅供給公社）：建物の管理							
経過	平成24年度	荒川二・四・七丁目地区のまちづくりに関する協定に基づき、URに対し従前居住者用住宅の建設要請						
	平成27年4月1日	従前居住者用住宅開設（条例施行）荒川二丁目住宅 6戸、町屋五丁目住宅10戸						
	平成29年7月21日	荒川二丁目住宅の管理戸数を6戸から8戸に変更						
	平成30年6月16日	荒川二丁目住宅の管理戸数を8戸から9戸に変更						
	令和元年6月30日	荒川二丁目住宅の管理戸数を9戸から10戸に変更						
	令和2年3月31日	荒川二丁目住宅の管理戸数のうち1Kを1戸返還						
	令和2年6月30日	荒川二丁目住宅の管理戸数を9戸から、1LDKを1戸追加し10戸に変更						
	令和4年4月1日	町屋五丁目住宅の管理戸数を10戸から20戸に変更						
	令和4年6月30日	荒川二丁目住宅の管理戸数を10戸から、1LDKを1戸追加し11戸に変更						
	令和5年4月1日	荒川二丁目住宅の管理戸数を11戸から、1LDKを2戸追加し13戸に変更						
必要性	密集住宅市街地整備促進事業等を推進するにあたり、事業の施行に伴って住宅に困窮する方に対し住宅を賃貸することで、区民の生活の安定が図られるため、必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 荒川二丁目住宅、町屋五丁目住宅は共に区が入居手続、使用料決定徴収、入居者管理を行い、建物の維持管理は、荒川二丁目住宅はUR（住戸内は区）、町屋五丁目住宅は指定管理者が行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	入居希望者の入居率（%）	100	100	100	100	100	令和5年度に2戸追加
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	推進	密集住宅市街地整備促進事業等の推進のために、代替住宅の供給は重要な事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		13,612	24,534	34,031	21,541	16,293	38,922	44,405
決算額 (5年度は見込み)		11,804	23,950	31,539	18,747	15,534	30,858	44,405
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	設置戸数	18	19	20	20	20	31	33
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	共用部光熱水費・家屋等修繕費	503	需用費	共用部光熱水費・家屋等修繕費	1,079	需用費	共用部光熱水費・家屋等修繕費	1,668
役務費	口座振替手数料	2	役務費	口座振替手数料	2	役務費	口座振替手数料	6
委託料	指定管理料	2,058	委託料	指定管理料	14,587	委託料	指定管理料	23,995
使用料等	借上住宅料	11,739	使用料等	借上住宅料	12,725	使用料等	借上住宅料	15,668
負担金補助等	防災センター負担金	1,232	負担金補助等	防災センター負担金	2,465	負担金補助等	防災センター負担金	3,068

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額			3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,533	4,461	▲ 72	地方税等	0	0	0	
	物件費	14,191	28,392	14,201	国庫支出金	3,090	7,112	4,022	
	維持補修費	111	0	▲ 111	都支出金	3,188	3,534	346	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	1,232	2,465	1,233	使用料及び手数料	8,466	9,660	1,194	
	減価償却費	5,669	11,623	5,954	その他	1,509	3,579	2,070	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	16,253	23,885	7,632	
	賞与・退職給与引当金繰入額	278	678	400	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,761	▲ 23,734	▲ 13,973	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	26,014	47,619	21,605	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,761	▲ 23,734	▲ 13,973	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,761	▲ 23,734	▲ 13,973	

備考 ○令和4年度より、町屋五丁目住宅の管理戸数が10戸から20戸に変更したことにより、物件費、減価償却費が増加した。
○物件費の上昇は、空き室修繕を5戸行ったため、指定管理料が増額した。

問題点・課題 ○密集住宅市街地整備促進事業、都市防災不燃化促進事業、東京都市計画事業の進捗に合わせ必要な住戸数を確保する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、密集事業、都市計画道路事業等の進捗に合わせ、適切な住戸数の確保に努める。	密集事業、都市計画道路事業等の進捗に合わせ、適切に住戸数を確保すると共に、居住者管理を行った。	引き続き、密集事業、都市計画事業等の進捗に合わせ、適切な住戸数の確保に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)
	新宿区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、中野区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区、杉並区

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-03-18		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	安心居住推進事業		部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山	
			担当者名	中川、太田		内線	2822	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-17-01	安心居住推進事業費						
事務事業の種類	● 新規事業（● 5年度 ○ 4年度）		○ 建設事業		○ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 5	(2023)	年度	根拠	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律			
終期設定	<input type="radio"/> 有 ● 無	()	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	02	快適な居住環境の形成					
目的	高齢者等住宅確保に配慮が必要な方のために、民間の空き家・空き室の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進していく、住宅セーフティネット制度に基づく経済的支援を目的とする。							
対象者等	区内で住宅セーフティネット制度に基づく「入居を拒まない登録住宅」のうち、高齢者等の「専用住宅」として登録を受けた賃貸人。							
内容	1 専用住宅登録の周知 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を増やすために、区内の賃貸住宅の所有者に対して制度周知を図ると共に、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターと協力し専用住宅の登録を促す。 2 改修費補助制度 耐震、バリアフリー等の工事に対して、工事費の一部を助成する。 3 家賃低廉化補助制度 入居者の負担を減らし、滞納のリスクを減らすため、家賃の一部を補助する。							
経過	令和5年9月 荒川区住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱制定予定 荒川区住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修補助金交付要綱制定予定							
必要性	高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅確保に配慮が必要な方のために民間の空き家・空き室の入居を促進するために必要な事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） ①宅地建物取引業協会への周知 ②改修費補助の申請受付、実行 ③改修費補助の申請受付、実行							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	改修費補助件数				5	5	
	②	家賃低廉化補助件数				5	20	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
推進	継続	高齢者等住宅確保に配慮が必要な方が、安心して居住できる住宅を確保することを目的とした事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額					-	-	10,631	
決算額 (5年度は見込み)					-	-	10,631	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	改修費補助件数							5
	家賃低廉化補助件数							5
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						委託料	パンフレット制作委託	231
						負担金及び交付金	改修費補助、家賃低廉化補助	10,400

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	0	0	0	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	0	0
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	0	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	0	0
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	0	0

備考

問題点・課題

○賃貸人に対して、制度を周知する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			専用住宅を増やすための周知を、区内各団体や福祉部署等と連携して効果的に行う。
②			専用住宅に登録する大家を増やすため、改修費補助及び家賃補助制度を開始する。
③			

他区の実況	(実施 7 区 未実施 15 区 不明 0 区)
	改修費補助制度：墨田区、豊島区、練馬区、北区、中野区 家賃低廉化補助制度：墨田区、豊島区、練馬区、北区、足立区、世田谷区

議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-03-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	整備地域不燃化加速事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課		課長名	村山 洋典		
		担当者名	井上、鈴木、古川、赤坂		内線	2822		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-09-05	整備地域不燃化加速事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	令和 5（2023）年度	根拠	東京都防災都市づくり推進計画					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等	荒川区整備地域不燃化加速事業制度要綱					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	東京都防災都市づくり推進計画により、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域（不燃化特区区域を除く）において、老朽木造建築物の建替え補助制度を導入することにより、不燃化・耐震化を促進することで、災害に強い街づくりを推進する。							
対象者等	整備地域（不燃化特区区域を除く）における次に掲げる者 1 老朽木造建築物の建替えを行う建築主 2 個人又は中小企業等（宅地建物取引業者を除く）							
内容	1 補助対象建物 解体する建物：耐火又は準耐火建築物でない築15年以上の木造建物 新築する建物：耐火又は準耐火建築物 2 助成金額 次の①、②を合算した額 ①除却工事費又は既存建築物の延床面積（500㎡限度）×26,000円/㎡のどちらか低い額 ②建築設計・工事監理費又は単価表（新築建物延床面積に応じた上限額あり）に該当する金額のどちらか低い額							
経過	令和5年3月 荒川区整備地域不燃化加速事業制度要綱制定							
必要性	不燃化特区区域に比べ総合的な地域危険度は高くないものの、東京都が定める整備地域であり、老朽木造建築物が集積しているため、防災性及び住環境の向上を図る必要がある。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	助成件数 千駄木・向丘・谷中地域				1	3	実績件数
	②	助成件数 荒川地域				5	15	実績件数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進		推進		対象地域の不燃化・耐震化を促進するために必要な事業であるため、推進する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額						—	—	25,572
決算額 (5年度は見込み)						—	—	25,572
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	建替え助成 (件数)							6
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						共同金補助及び交付金	建設事業補助金	25,572

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	0	811	811	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	123	123	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	▲ 934	▲ 934
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	0	934	934	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	▲ 934	▲ 934
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	▲ 934	▲ 934

備考

令和5年度事業開始に向けた検討を行ったため、給与関係費が発生した。

問題点・課題

○事業期間が令和7年度までの3か年に限定されているため、所有者に対して制度の確実な周知を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	東京都補助制度開始の令和5年度当初から実施できるよう、準備を進める。	東京都補助制度開始の令和5年度当初から区で制度を実施できるよう、要綱制定や予算の確保等の準備を行った。	町会等とも連携し、補助制度の確実な周知により、建替え促進を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
	助成事業を行っているのは荒川区のみ。他に事業推進事業を行っている区が3区あり (江戸川区、品川区、台東区)。
議会(要旨)の状況	令和2年度11月会議 魅力ある街づくりに向けて (不燃化特区地域の拡大) 令和4年度決特 地域危険度の高い地域における今後の取り組み (不燃化特区地域の拡大)